



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	米国原油・ガス探査・開発・生産会社の会計・原価計算基準
Author(s)	早川, 豊
Citation	北海道大學 經濟學研究, 31(2), 83-148
Issue Date	1981-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31549
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(2)_P83-148.pdf



米国原油・ガス探査・開発・生産会社の 会計・原価計算基準

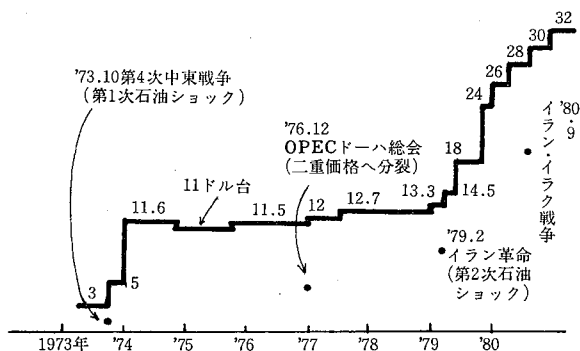
早 川 豊

- 一 序
- 二 SFAS No. 19 設定までの経過
 - 1. FASB の Discussion Memorandum に対する公聴会まで
 - 2. FASB の Exposure Draft まで
 - 3. SFAS No. 19 の発表まで
- 三 FC 法対 SE 法論争と SEC の豹変
 - 1. SE 法支持論=FC 法批判論
 - 2. FC 法支持論=SE 法批判論
 - 3. SE 法統一化による競争経済影響論争
- 四 SEC の RRA 法
 - 1. 3-18 (k) (5) 原油・ガス確認埋蔵見積量の開示
 - 2. 3-18 (k) (6) 原油・ガス確認埋蔵量見積生産高による
将来純収益の開示
 - 3. 3-18 (k) (7) 原油・ガス生産活動要約表及び 3-18 (k) (8)
見積将来純収益現在価値変更要約表の結合要約表
 - 4. RRA 法の展望

一 序

我が国の経済は第1次オイルショックを契機に高度成長経済から安定低成長経済に移行している。1973年12月に OPEC が第4次中東戦争に端を発した原油の一挙4倍値上げ実施を行って第1次オイルショックが発生した。第1図で明らかのように当時の原油公示価格が1バーレル3ドルであったものが11.6ドルに急騰したのであった。その後、イラン革命まで12~3ドルで

第1図 OPEC 基準原油（アラビアンライト）価格の推移
 ('75.10 以前は公示価格，単位はドル/バレル)



出所：朝日新聞，1980年12月17日朝刊

安定していたが，1979年2月のイラン革命を契機に OPEC 基準原油価格は急騰を続け，1980年12月の OPEC 第59回総会で基準原油価格が32ドルにまで達している。イラン革命を引金とした原油価格引上げは第2次オイルショックといわれている¹⁾。

かくして，石油の調達と調達価格の変動が各国の経済運営上，きわめて重大な関心事となっている。米国では，第1次石油ショックを教訓として，総合エネルギー政策法としての EPCA (Energy Policy and Conservation Act, エネルギー政策・節約法の略) が1975年12月22日に成立している。この法律は米国内のエネルギーの供給増をはかる一方，エネルギー消費の効率化，戦略国家備蓄，及び段階的な原油価格の引上げ²⁾，及び信頼のおける原油・ガス生産会社の財務諸表及び附属明細書の作成を命じ，それを収集して信頼できるエネルギーデータベースを確立しようとしたものであった。EPCA 成立時の1975年当時ではエネルギーデータの管轄機関は FEA (Federal Energy Administration, 連邦エネルギー庁の略) 及び FPC (Federal Power Commission, 連邦動力委員会の略) であった。その後，1977年10月には Carter 大統領のもとで設立されたエネルギー省 (Department of Energy) にそれらの全権が移譲されている*。

- * EPCA が制定された当時は FEA が国産原油の価格統制、戦略石油備蓄などについての行政権限を有し、FPC が州際天然ガス・パイプラインの認可権ならびに州際販売の天然ガス価格の規制権、電力価格の規制権等を有していた。その後、エネルギー省法案が 1977 年 8 月 4 日に Carter 大統領のサインのもとに発効したが、正式にエネルギー省として発足したのは 1977 年 10 月 1 日のことである。日本エネルギー経済研究所、石油英和辞典、1979, pp. 143-144, 200-201, *Statute at Large*, Vol. 91, pp. 565-613 (Public Law 95-91-Aug. 4, 1977).

第 1 次オイルショック当時はもちろん、EPCA 成立当時でさえ、原油・ガス生産会社の会計・原価計算方法は根本的に異なる処理を平然と許容したままの財務諸表となっていたが、それでも公認会計士監査はどちらの方法でも正当な処理であるという監査証明を与えていた。SEC (Securities and Exchange Commission, 証券取引委員会の略) もこうした慣行を許容した結果、連邦政府諸機関のデータベースの信頼性に疑問が持たれていた。すなわち、J. S. Chalsty 氏によると「連邦議員たちは首尾一貫した、有意義な石油産業のデータ入手ができないとされていることに以前から不満をもっていた」という⁴⁾。こうした問題は原油・ガス生産会社の会計・原価計算基準の整備がないことが原因であり、EPCA の中に信頼できるエネルギーデータベースを作るべく会計・原価計算基準を統一する必要を痛感し、活躍したのが John E. Moss 下院議員であった。Moss 議員は米国情報自由法 (Freedom of Information Act) 制定の父とされてお⁵⁾り、また、EPCA 第 503 条の生みの親とされている。同法第 503 条は SEC が 1977 年 12 月 22 日までに原油・ガス生産会社の会計・原価計算基準を設立するか、もしくは従来のように SEC が FASB の基準を追認しようとするれば、2 年間の世論の調査の後、すなわち 1979 年 12 月 22 日までに SEC 規則としての会計・原価計算基準を発表しなければなら⁶⁾ない規定である⁷⁾。

SEC が民間で設立された会計基準に依存しようという姿勢は古く、1938 年からである。1938 年 4 月 25 日付の SEC Accounting Series Release (以下、ASR と略す) No. 4 「財務諸表における行政措置」と題する通牒の全文は次のようになっている。

「SEC は財務諸表に関する行政措置について本日次のような声明を出した。

『1933年証券法もしくは1934年証券取引法の法律及び行政規則に基づいて、SECに提出される財務諸表が何ら権威筋の実質的な支持がない (no substantial authoritative support) 会計原則に従って作成されている場合には、その財務諸表は関係事項が重要性のあるものとすれば、会計士の〔監査〕証明書の中や財務諸表の脚注の中で開示されていたとしても誤導もしくは不正確であると考えられるであろう。SEC と届出人との間で従うべき適切な会計原則について意見の相違がある場合には、関係事項が届出人に用いられた実務について権威筋の実質的支持があり、かつ SEC の立場が SEC の法律、行政規則、その他 SEC の Chief Accountant⁸⁾ の公式通牒で以前に表明されていない時のみ、開示は財務諸表それ自身の是正をしなくても認められるであろう。』⁹⁾ (傍点は著者)

この通牒によると権威筋の実質的支持があるか否かが財務諸表の適正性にかかわってくる。SEC 自身が「特定の会計原則及び方法を採用する広範な権限を行使するかわりに、まず第1に、すでに実質的な慣行 (substantive precedent) となっている原則——民間部門で一般に認められた会計原則——を大部分認める行動をとった」と1978年8月31日付の Accounting Series Release No. 253 で再確認している。¹⁰⁾ ASR No. 4 が出された1938年4月25日には強力な民間団体として AIA (American Institute of Accountants) があったものも、民間の会計・原価計算基準の整備と権威づけのための公式機関が出来ていなかった。同年の暮れに AIA の一機関、CAP (Committee on Accounting Procedure) が設立され、その機能を1959年まで果している。¹¹⁾ この間、CAP は51個の Accounting Research Bulletin を公けにし、それらを SEC が追認してきたのである。その後、APB (Accounting Principles Board) が1959年から1972年までの13年間、民間の会計・原価計算基準設定の権威ある機関として SEC に対処してきた。¹²⁾ 1973年からは FASB (Financial Accounting Standards Board) がその任に当たっているが、FASB が設立されるや SEC はすぐさま FASB の全面的支援を行っている。すなわち、1973年12月20日付の ASR No. 150 によると、

「この政策の目的のため、FASB による Statements や Interpretations の中で規定された原則、基準及び実務^{*}は、SEC によって権威筋の実質的支持があるものと見

做され、また、これらの FASB の規定にさからうものはこうした支持がないものと考えられるであろう。

*「AICPA の CAP の Accounting Research Bulletins (会計調査公報) 及び AICPA の APB の Opinions は FASB による一つもしくはそれ以上の Statements により変更、訂正、追加補足、取消し、取替えられた部分を除いて同一の権威をもって効力を発し続けているものと考えられるべきである。」¹³⁾(傍点は著者)

この SEC 通達により SEC は民間団体である FASB, APB, 及び CAP の会計・原価計算基準に実質上依存していることが明白となっている。しかし、SEC は 1973 年に設立された FASB に会計・原価計算基準設定権限を全面的に移譲したわけではない。その最終権限を証券諸法にのっとり SEC が留保し、FASB の活動を援助しながらその会計・原価計算基準を追認していくという相互依存関係を維持しようとしてきたのが現状であった。

ところが原油・ガス生産会社の会計・原価計算基準については FASB の試案の段階までは SEC が追認してきたのであるが、FASB の最終基準に対しては SEC が不満を示し、それを追認せず、新たに独自の行政規則を発表してしまったのである。この行政規則は SEC Regulation S-X 3-18 の『連邦証券諸法及び EPCA に基づいた原油・ガス生産活動のための財務会計と財務報告』¹⁴⁾であり、その行政規則に関する通牒 ASR No. 253 (1978 年 8 月 31 日付) で「EPCA の規定は……SEC の FASB に対する伝統的関係を変更した」と SEC 自から述べている。¹⁵⁾

そこで、次に FASB の最終基準に至るまでの研究方法が充分かつ公平であったのか、SEC が何故 FASB の最終基準を追認しなかったのか、SEC は新たにどのような会計方法を開発しようとしているのか、SEC の否認により FASB はどのような態度をとったのかを見ていくことにしよう。¹⁶⁾

1) 朝日新聞、1980 年 12 月 17 日朝刊。

2) 日本エネルギー経済研究所、*The Petroleum Dictionary*, 1979, pp. 186-187.

3) Energy Policy and Conservation Act, Sec. 503-Sec. Accounting Practice (Pub. L. 94-163, Title V, Sec. 503, Dec. 22, 1975, *United States Code Annotated*, Vol. 42, 1977, pp. 6383-6384).

4) John S. Chalsty (managing director, Donaldson, Lufkin & Jenrett Securities

- Corp.), "Storm Brewing Over Oil Accounts," *The Wall Street Journal*, February 22, 1978, p. 18.
- 5) 朝日新聞情報公開取材班, 「開かれた政府を—第1部 米国からの報告7」, 朝日新聞, 1980年7月30日朝刊。
 - 6) John E. Moss 氏が EPCA 第 503 条の生みの親といわれている。FASB, "Section 141 of H. R. 4018, the Haskell Amendment, November 15, 1977," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, p. 66.
 - 7) SEC 規則のうちで、会計上重要なものは Regulation S-X と Regulation S-K である。これらは Code of Federal Regulations という行政規則集に編纂されている。Regulation S-X とは SEC の Regulation Part 210 の略称であり、その表題は "Form and Content of Financial Statements, Securities Act of 1933, Securities Exchange Act of 1934, Public Utility Holding Company Act of 1935, Investment Company Act of 1940, and Energy Policy and Conservation Act of 1977" となっている。また、Regulation S-K とは、SEC の Regulation Part 229 の略称であり、その表題は "Standard Instructions for Filing Forms under Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934" となっている。原油・ガス生産会社の会計・原価計算基準は EPCA の法律下にある Regulation S-X が直接関係するが、従来どおり SEC へ届出義務のある会社は Regulation S-K の細則に従わねばならないことになっている。
 - 8) SEC の Chief Accountant の職務は K. F. Skousen 氏によると、次の通りである。「Chief Accountant の目的は SEC が求めている開示の規定に関する会計基準及び監査基準を向上させることである。SEC は会計原則を作成する法的権限を与えられており、Chief Accountant が主たる責任を負っている。彼は会計諸問題に関する行政政策の作成を指示し、会計上のルール及び行政規則の作成を指示する。Chief Accountant はまた AICPA, FASB, 及び会計原則作成に従事している他の団体の代表者たちと接触を維持している。」K. Fred Skosen, *An Introduction to the SEC*, South-Western Publishing Co., 1976, p. 14.
 - 9) Accounting Series Release No. 4 (*Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins, as of July 6, 1978*, Commerce Clearing House, Inc., 1978, p. 2023).
 - 10) Securities Act Release No. 5966 (Accounting Series Release No. 253), August 31 1978 (*Federal Register*, September 12, 1978, p. 40690).
 - 11) Robert Chatov, *Corporate Financial Reporting*, The Free Press, 1975, p. 133.
 - 12) *Ibid.*, p. 197.
 - 13) Accounting Series Release No. 150 (*Accounting Series Releases and ...*, pp.

3271-3272).

- 14) Rule of Securities and Exchange Commission—Sec. 210. 3-18 (Regulation S-X 3-18) (*Code of Federal Regulations, as of April 1, 1980*, Title 17, USGPO, pp. 376-395).
- 15) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40691.
- 16) わが国における研究として次が挙げられる。高寺貞男, 「エネルギー危機と石油・天然ガス会計の政治問題化」, 会計, 1980年9月号, pp. 85-105.

二 SFAS No. 19 設定までの経過

1. FASB の Discussion Memorandum に対する公聴会まで

1973年12月からの第1次石油ショック以前から原油・ガス生産会社の会計・原価計算方法について幾多の研究が発表されている。その代表例が1964年に AICPA が Big Eight 会計事務所のうちで最大の Price Waterhouse & Co. のパートナーである Robert E. Field 氏に調査依頼¹⁾し、1969年にまとめあげられた AICPA の ARS (Accounting Research Series, 会計調査研究シリーズの略) No. 11『採掘産業における財務報告』であった。これは FC 法 (Full Costing Method, 全部原価法の略) を排除し, SE 法 (Successful Efforts Method, 成功部分原価法の略) を採択し, そのもとで補足的情報として埋蔵量を価額を付さず数量のみで表示しようとする勧告書であった。その後, AICPA, FASB 及び SEC がこの方面の積極的な研究を行っているが, 1978年8月末に SEC の ASR No. 253 が発表されるまでは Field 氏と同一線上の思考形態であった。

AICPA は Field 氏の調査依頼のほか, 当時の民間の会計・原価計算基準設定の責任機関 (AICPA の下部機関) である APB にもこの方面の調査研究を指示している。これにより APB が1968年に「採掘産業委員会」を設定させ, Field 氏の調査研究書に反応し, 1970年に APB は同委員会に, (1) ARS No. 11 (Field Report) の諸勧告の分析, (2) 採掘業におけるさまざまな会計実務を縮小する試みの³⁾もとで, 適切な会計実務の決定という調査指令を出している。

同委員会は1971年から1973年にかけて3つの報告書を提出している。一つは上記のAPBの指令に基づいて1971年8月12日付に発表された報告書『原油・ガス産業の探査、開発及び生産活動のコストセンター』であった。この報告書は「コストセンター問題に結びついた問題がFC法対SE法論争の中心であるという考えのもとで適切なコストセンターの決定のみを取扱っている」ものである。この報告書に対しAPBはコストセンターのみに限定していることに不満を抱き、より広範に次の諸問題を取り扱った報告書の作成を指示している。すなわち、(1) コストセンターの決定、(2) 発見前と発見後の原価の算定、(3) 資産化された原価の処理、及び(4) 補足的情報の開示⁴⁾についてであった。

上記指令に基づいて同委員会は1971年10月22日に2番目の報告書『石油産業における会計及び報告実務』を公けにしている。SFAS No. 19 (FASBのFinancial Accounting StandardのStatement No. 19の略)は同報告書の要旨を次のように述べている。

「各油田(field)をコストセンターとして採用し、原油・ガス埋蔵量に直接関係したすべての発見前及び発見後の原価を資産化し、探鉱井が最初空井戸であるとされても、後になって空井戸でないことがわかったとき、その原価を資産化原価に復活させる勧告を行った。⁵⁾」

採掘産業委員会の答申に基づいてAPBは1971年11月22日と23日に公聴会を開いている。そこでFC法ならびにSE法支持者から次のような批判を受けている。FC法支持者からは、「各油田をコストセンターとして採用すれば、実質上FC法という考えを禁止することになる」とし、SE法支持者からは、「開発井の空井戸の資産化と後になって空井戸でないことがわかった探鉱井の旧空井戸原価の資産復活化といったさまざまな勧告」⁶⁾に対してであった。

こうした公聴会の意見を反応して同委員会は調査活動を続け、1年半の研究の末、1973年5月31日付で第3番目の報告書「原油・ガス産業の会計及び報告実務」⁷⁾と題する報告書をまとめている。この報告書は1973年7月1

日付で APB の機能が FASB に移譲されて後も、尊重されていくのである。⁸⁾
そして FASB 誕生後約半年で第 1 次石油ショックを迎えるのである。

第 1 次石油ショックは 1973 年末に起り、FASB は未だ採掘産業の会計・原価計算及び報告問題を中心議題としていなかった。しかし、石油ショックは OPEC の原油公示価格の急騰で原油・ガス産業の活動及びその情報について連邦議会及び大衆に大きな関心となって現われ、エネルギー行政が見直されることになった。連邦議員たちはエネルギー行政に対する情報不足と不正確さに不満を示し、原油・ガス生産会社の信頼性のある、より包括的な会計情報を求める法案が出されることになった。こうした法案に対処するため法案通過の約 80 日前の 1975 年 10 月 3 日に FASB は「採掘産業における財務会計及び財務報告」のテーマを中心議題とすえたのである。⁹⁾

連邦法が原油・ガス生産会社の会計・原価計算基準を 2 年内、もしくは SEC が世論を聞く必要があれば 4 年以内に設定せよと規定した法律は序の所で述べた EPCA 第 503 条である。これは 1975 年 12 月 22 日に発効したのである。¹⁰⁾ この法律の要求により急拠、2 日後の 12 月 24 日に FASB は採掘産業に関する 18 人からなる Task Force (Task Force for Extractive Industries Project) が設置された。¹¹⁾

同 Task Force は当面、採掘産業の財務会計及び財務報告に関する討議資料という関係機関に対する質問状作りが主たる任務であった。同 Task Force は North Texas 州立大学教授 Horace R. Brock 氏ら学識経験者のほか、原油・ガス生産業、石油探査エンジニア、その他の採掘産業、Big Eight 会計事務所を筆頭とする会計事務所及び証券引受業界からの構成員からなっている。そして、次の政府機関もオブザーバーとして参加していた。それらは (1) CASB (Cost Accounting Standards Board), (2) FEA, (3) SEC, (4) 下院州際・外国商業委員会監査・調査小委員会, (5) GAO (Government Accounting Office, 会計検査院) であった。¹²⁾

FASB より早く EPCA に迅速に対応して実行に移したのが SEC であった。すなわち、1976 年 5 月 12 日付で公けにされた SEC Release No. 33-5707

(1933年証券法に関する SEC の通牒第 5707 号の略、以下同じ) で、同年 12 月 25 日以降会計年度の SEC 提出用届出書 (Registration Statement), 代理委任書 (proxy statement), 及び 10-K 年次報告書において「原油・ガス埋蔵量に関する開示を要する」と規定している。¹³⁾

FASB の Task Force は設置の丁度 1 年後の 1976 年 12 月 23 日付で『採掘産業の財務会計及び財務報告に関する FASB Discussion Memorandum』を公けにしている。¹⁴⁾ 同 Task Force はこの間、最近の文献 (1968 年以降) 84 編、それ以前の文献 15 編を渉猟している。¹⁵⁾

FASB の DM に対し翌年 3 月末から 4 月初めにかけて 4 日間の公聴会が持たれることになるが、DM の質問状に対して応答してきたのが 140 通、計約 2600 ページに及んでいる。¹⁶⁾ これをすべて読んでみると、会社の規模の違い、古い会社と新しい会社、積極的に探査活動をしている会社とそうでない会社、会計事務所の意見の対立、銀行及び証券引受業界、学会及び実業団体の意見の対立がまざまざと知ることができ、非常に興味深い。後のところで主たるものを紹介していくつもりである。

FASB の DM の公聴会も活発な議論があり、39 人が証言に立ち、約 1000 ページにわたる議事録となっている。その中心議題は次の 5 つに整理できる。¹⁷⁾

- (1) 原油・ガス産業の購入、探査、開発及び生産活動の性格。
- (2) FC 法, SE 法, 発見価値会計法及びカレント価値会計法の特徴と違い。
- (3) 埋蔵量の定義と測定。
- (4) 埋蔵量の価額計算。
- (5) 鉱物資源契約。

この公聴会の 3 カ月半後に FASB の基準試案が出来上るのである。これを次に見ることにしよう。

2. FASB の Exposure Draft まで

1976 年 12 月 23 日に FASB の DM が公けにされ、翌年 3 月から 4 月に

かけてその公聴会を開いて FASB はその整理と、FASB の FC 法排除、SE 法の統一的採用という APB 時代からの路線を補足すべく、FASB は公聴会後、独自の研究に乗り出している。これは Task Force の委員長 Brock 教授と Columbia 大学教授 Carl Nelson 氏を中心として進められた FASB Staff によるインタビュープロジェクトと称されるものである。これは 1977 年 4 月 20 日付でアンケートが送付され、同年 8 月にまとめあげられた報告書である。¹⁸⁾ このアンケート調査は FASB の DM に対して応答してこなかったものと、その公聴会に出席しなかった中立的なもの 30 社を対象に実施したものであるという。このうち 2 社は拒否され、4 社はインタビューのスケジュールに合わせられないという理由で回答を得ていない。¹⁹⁾ 残り 24 社の業種内訳とその意見分布は第 1 表の通りであった。

第 1 表に示した質問項目のほか 16 項目にわたるインタビュー調査結果に対して次のような結論を見出している。

第 1 表 FASB Staff によるインタビュー調査

	証券業界	銀行の貸 付責任者	銀行の信託部 門及びその他 の機関投資家	信用格 付け業	計
New York, Boston	7	3	4	1	15
Texas 州 Dallas, Houston, Midland	3	5	1	—	9
合 計	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>24</u>
どの会計方法が望ましいか。					
1. SE 法	1	4	1	—	6
2. FC 法	3	—	1	—	4
3. 大企業もしくは成熟企業 に SE 法, 中小企業もし くは新設企業に FC 法	1	1	1	—	3
4. わからない	5	2	2	1	10
5. 回答なし	—	1	—	—	1
合 計	10	8	5	1	24

出所: *FASB Staff Report on Interview Project for Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies*, August 1977, p. 140 and Exhibit C, reprinted in *FASB Public Record*, 1978—Volume 1, p. 140, 165.

「(1) 大多数は会計方法及びその変更、それに関連した帳簿上の利益の影響は投資もしくは貸付の決定に重要でなく、あったとしても比較的小さな意味しか持っていないかった。多数の被インタビュー者の意思決定の中心要素は彼ら自身の原油・ガス埋蔵量及びその他の資産の評価である。その他の一部は純利益よりキャッシュフローに大きく依存しており、他の一部のものは純利益を査定するときに会計方法の変更を考慮に入れている。しかしながら、少数の被インタビュー者は会計方法の変更による純利益低下が特に専門家でない株式投資家に恐らく影響を与え、短期的にそうした会社の株価を引き下げるであろうと考えている。

(2) 殆んどすべての被インタビュー者は原油・ガス埋蔵量の数量情報が原油・ガス生産会社の財務諸表の理解にとって重要であるという見地である。他方、地下埋蔵量に対する価額の経営者による開示は殆んど望んでいなかった。というのは、殆んどすべての被インタビュー者は特定の状況下で一番自己の²⁰⁾ニーズに合っている手法に基づいて自分自身の見積価額を勝手に計算しているからである。」

上記 FASB Staff によるインタビュー調査は SE 法に統一しようとする APB 時代からの遺産をうけつぎ、FASB Staff の実証的研究においても、上記結論にあるように FC 法から SE 法に変更しても過半数以上の企業及び関係者が投資もしくは貸付の決定に影響しないと理論強化を図っている。

こうした理論強化の研究がなされ、FASB DM の公聴会の3ヵ月半後の1977年7月15日に FASB は採掘産業のうち緊急テーマである原油・ガス生産会社のみに限定した試案『原油・ガス生産会社の財務会計及び財務報告』を公けにしている。これに対する FASB へのコメントは199通、計1051ページに及んでいる。これは一応同年9月22日までのコメント期間となっているが、それ以降でも実際は受理²¹⁾されている。

3. SFAS No. 19 の発表まで

FASB の試案から1977年12月5日付 FAS No. 19 の発表までは大別して次の二つを見落とすわけにはいかない。一つは FASB の試案の競争経済への影響に関する実証研究が FASB Staff により行われ、自己の補強材料として利用したこと、二つめは FASB の最終基準が試案どおりになることに対する学会、民間及び政府諸機関の論争である。第2番目については節を改めて分析することにしよう。

(イ) Dyckman 及び Smith 氏の実証研究

FASB は自己の路線が公平かつ正当であることを実証しようとして、当時 Cornell 大学の教授と博士課程の院生に FASB 試案の株価への影響を分析させた。それは Thomas R. Dyckman 教授と Abbie J. Smith という院生であった。両氏は二種類の統計的分析を行っている。²²⁾

一つは FASB Staff により選出された 71 社のうち 9 社は十分な株価情報が得られないとして除去している。残り 62 社には原油・ガス一貫操業の大企業が除かれている。62 社から無作為に SE 法会社 22 社、FC 法会社 22 社を選定し、さらに危険度を二段階に区分し、44 社を均等に 4 つのブロックにあてはめて統計的調査を行っている。彼らは FASB 試案が出版された 1977 年 7 月 15 日を基点に前後各 11 週の配当権利落ちを加味した株価変動を分析している。彼らは、「FASB 試案の出版による影響をテストしているが、有効な市場はあらゆる公けに利用できる情報を織込んでいる。したがって、我々のテストは FASB 試案のみならず、テスト期間中に市場に入ってくるあらゆる情報に影響される」と自ら実証研究の限界を認めているが、FASB はこの研究が次のことを見いだしたとしている。

「その研究では FASB 試案の出版が SE 法会社の株価と比較して、FC 法会社の株価に影響させたという統計上の数値を見つけ出さなかった。しかし、FASB 試案出版の前後各一週間、FC 法会社にある程度影響が見られるが、市場はすぐに調整され、永続的もしくは長引くという証拠は見つからなかった。²⁴⁾」

Dyckman 及び Smith 氏の第 1 実証研究は FASB が FC 法会社に SE 法へ変更命令を出しても株価での混乱は前後各一週間程度という軽微であるという論理的基盤が得られたことになる。

彼らの第 2 実証研究は前同様 FASB Staff により選定された 71 社から New York 証券取引所、American 証券取引所、店頭市場の 51 社（一貫操業大企業を除き、Pacific 及び Toronto 証券取引所の会社を除き、さらに十分な株価情報のない会社を除く）を選び出している。これらの会社は収益の大部分を原油・ガス探査・生産に関係しているものをサンプル A として取り扱っている。サンプル

Bは収益に対する前提を取り外す一方、10億ドル総収益以下の会社に限定した113社を対象に統計的分析を行おうとするものである。第2実証研究はFASB試案出版後9週間と、出版前の1年4カ月から1年間の配当権利落ちを加味した株価変動をSE法会社、FC法会社にグルーピングして分析している。

その結果、サンプルAでは、彼らによると「FASB試案の出版がSE法会社の株価に比較して、FC会社の株価に悪い影響を持つという結論は得られなかった。」²⁵⁾としている。

サンプルBでは、「SE法会社全体では、SE法会社より相対的に大きな株価下落を経験したのにもかかわらず、これは有意な差でない。したがって、我々はFASB試案の出版がSE法会社よりもFC法会社に相対的に悪い影響を有したという結論は得られなかった。」²⁶⁾としている。

このように彼らの第1及び第2実証研究はSE法への移行が株価に悪影響をもたらさないという結論に達していることから、FASBがSE法統一に向かって突き進むのに格好の補強材料となっているのである。

(ロ) FASB Staff による電話インタビュー

FASB試案出版後、Big Eight会計事務所の中からも、原油・ガス生産会社、証券引受業界、さらに連邦議員の中からも反対論がまき起り、FASBは試案をそのまま最終基準にもっていくため、独自の補強材料が必要であった。その代表例が上記のようにFASBの依頼によるDyckman氏らによる実証研究であり、さらに露骨になりふりかまわぬ一方的な調査を出したのがFASBの電話インタビュー²⁷⁾であった。

FASB自身この調査を有力な補強材料として紹介しているが、実はこの調査は始めからSE法を選択している会社にSE法でよいかを尋ねたものであるから²⁸⁾答えはわかっているのも同様である。この調査はAPB時代に採掘産業委員会の委員長であったHorace R. Brock教授の指導のもとに原油・ガス生産会社の上場及び店頭市場の会社で、売上規模100万～4.41億ドルの会社で、SE法を採用している会社に対する電話による調査であった。質問

項目4つのみで、各社の調査結果が一覧表となって発表されている。これを SFAS No. 19 は次のようにまとめている。

「調査されたどの会社の代表者も、SE法の使用が資本募集能力を阻害しなかったと述べている。4人のみがSE法の継続的使用が将来の資本募集能力に影響する²⁹⁾か否かに不安を抱いている。」

この結論は、FASB Staff が調査対象者としてSE法を以前から採用している会社のみに限定しているから、その対象者は以前に資本募集能力に問題がなかったのは当然のことである。こうした調査までしてFASB試案を最終基準に引き上げようとしたのであった。

電話インタビューが行われた1カ月後の1977年12月5日にはFASBの最終基準、SFAS No. 19 が出版されることになる。

- 1) Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 19—Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies, December 5, 1977 para. 66 (Financial Accounting Standards Board (FASB), *Financial Accounting Standards, Original Pronouncement, as of July, 1979*, Commerce Clearing House, Inc., 1979, p. 1019.)
- 2) Robert E. Field, *Financial Reporting in the Extractive Industries*, Accounting Research Study, No. 11 of AICPA, 1969, xiv, 185 p. FASBとSECはSE法とFC法とに用語を統一しているが、同じ計算方法を論者によりさまざまに表現している。SE法のことをArthur Andersen & Co. は1971年にはExpensing Method (即時費用化法) といっている。FASB Discussion Memorandum に対する1977年のコメントレターによると、John S. Chalsty氏 (managing director, Donaldson, Lufkin & Jenrette Securities Corporation) はCurrent Expensing Accounting (即時費用化会計) といっている。学術論文においてはRobert E. Eskew氏 (assistant professor of Accounting at the University of Iowa) はField Costing (油田別原価計算) といい、D. H. PatzとJ. R. Boatsman氏 (doctoral candidates, University of Texas, Austin) はSuccessful Well Accounting (成功油井会計) といっている。また、Eskew氏はSE法とFC法をもって製造業における「棚卸資産の直接原価計算 (Direct Costing) と全部原価計算 (Absorption Costing) と同じ効果を持つように見える」としている。Arthur Andersen & Co., *Before the Committee on Extractive Industries of the Accounting Principles Board*, For Presentation at Public Hearing on November 22-23, 1971, p. 3, John S. Chalsty, "Comments on FASB Discussion Memorandum,"

FASB Public Record, 1977-Vol. 7, p. 1388, Robert E. Eskew, "An Examination of the Association between Accounting and Share Price Data in the Extractive Petroleum Industry," *The Accounting Review*, April 1975, p. 316, and Dennis H. Pats and J. R. Boatsman, "Accounting Principle Formulation in an Efficient Markets Environment," *Journal of Accounting Research*, Autumn, p. 393.

- 3) SFAS No. 19, para. 67 (FASB, *op. cit.*, p. 1019).
- 4) SFAS No. 19, para. 67 (FASB, *op. cit.*, p. 1019).
- 5) SFAS No. 19, para. 68 (FASB, *op. cit.*, p. 1019).
- 6) SFAS No. 19, para. 70 (FASB, *op. cit.*, p. 1020). なお、この時の FC 法支持者の代表者とされるのは Big Eight 会計事務所の一つである Arthur Andersen & Co. の公聴会提出意見書である。同意見書によれば、従来の石油・ガス業は山師的な経営活動であり、そのもとでの計算方法は即時費用化を行い、原価回収後は『まるもうけ』("velvet" theory) 理論に立脚した SE 法であることから、SE 法を前述注2) のように Expensing Method と名付けている。

この意見書は上院国内・属島委員会石油活動統合特別小委員会の公聴会(1977年1月29日、2月20日及び21日開催)資料として添付されている。U. S. Congress, Senate, *Market Performance and Competition in the Petroleum Industry—Hearings before the Special Subcommittee on Integrated Oil Operations of the Committee on Interior and Insular Affairs*, Part 5, 93rd Congress, USGPO, 1974, pp. 1851-1884.

- 7) Committee on Extractive Industries of Accounting Principles Board, *Accounting and Reporting Practices in the Oil and Gas Industry*, 1973, 27 p. なお、同委員会は8名からなるが、Big Eight 会計事務所から委員長を含め3名(次の*印)を派遣している。委員は次の通りである。① Joseph P. Cumming* (委員長) (Peat, Marwick, Mitchell & Co.), ② Allert J. Bows* (Arthur Andersen & Co.), ③ Newman T. Halvorson* (Ernst & Ernst), ④ Oral L. Luper (Exxon Company, USA), ⑤ Eugene J. Minahan (Atlantic Richfield Co.), ⑥ John E. Cooper (Coastal States Gas Producing Company), ⑦ Louis M. Kessler (Alexander Grant & Co.), ⑧ David Norr (First Manhattan Co.).
- 8) SFAS No. 19, para. 71 (FASB, *op. cit.*, p. 1020).
- 9) FASB Status Report, No. 29, September 30, 1975 (*FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, p. 37).
- 10) Energy Policy and Conservation Act, Pub. L. 94-163.
- 11) FASB, "Overview of Key Events Relating to FASB's Development of SFAS No. 19," *FASB Public record*, 1978-Vol. 1, p. 79.

なお、1976年3月31日の FASB Status Report で1名の委員の追加が発表され、計19名の委員となる。委員は次の通りである。*印を付したものは Big Eight からの派遣である。① Martin V. Alozo (vice president and controller, AMAX, Inc.), ② Peter L. Anker (first vice president, Smith, Barney & Co.), ③ Dean M. Bloyd (group vice president-accounting and administration, Tesoro Petroleum Corporation), ④ Victor H. Brown (controller, Standard Oil Company of Indiana), ⑤ John S. Chalsty (director of research, Donaldson, Lufkin & Jenrett, Inc.), ⑥ Edwin Clemens (financial vice president & treasurer, Forest Oil Corporation), ⑦ Robert C. Drummond (controller, exploration & producing division, Mobil Oil Corporation), ⑧ Robert E. Field* (partner, Price Waterhouse & Co.), ⑨ Ernest C. Janson* (partner, Cooper & Lybrand), ⑩ Robert B. Gilmore (senior chairman of the board, DeGolyer & MacNaughton), ⑪ Norman J. Luke (group vice president-accounting, Pennzoil Company), ⑫ Randal B. McDonald* (partner, Arthur Andersen & Co.), ⑬ David Norr (partner, First Manhattan Co.), ⑭ Richard M. Pollard* (partner, Touche Ross & Co.), ⑮ Stanley Porter* (partner, Arthur Young & Company), ⑯ W. Rowland Reed (vice president & controller, Continental Oil Company), ⑰ Gerald E. Sherrod (vice president, petroleum department, First National City Bank), ⑱ Harry Van Benschoten (controller, Newmont Mining Corporation).

上院メトカーフ小委員会スタッフ報告書では上記委員19人中、「17人は採掘産業に使用される会計基準に実際もしくは潜在的に財務上の利害を有するものからなると容易に確認できる。」と批判している。U. S. Congress, Senate, *The Accounting Establishment — A Staff Study, prepared by the Subcommittee on Reports, Accounting, and Management of the Committee on Government Operations*, USGPO, 1977, p. 16.

- 12) SFAS No. 19, para. 77 (FASB, *op. cit.*, p. 1021).
- 13) Securities Act Release No. 5707, May 12, 1976 (*Federal Securities Law Reports* 1976, pp. 86320-86322, and *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 1542-1544).
- 14) "FASB Discussion Memorandum — Financial Accounting and Reporting in the Extractive Industries," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 81-97.
- 15) FASB, "Selected Bibliography," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 128-135.
- 16) *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, pp. 1-2590 and unpagged 25.
- 17) SFAS No. 19, para. 88 (FASB, *op. cit.*, p. 1023).

- 18) FASB, "FASB Staff Report on Interview Project, Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies," August 1977, *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 136-196.
- 19) *Ibid.*, pp. 139-140.
- 20) *Ibid.*, p. 142.
- 21) *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 326-1376.
- 22) Thomas R. Dyckman and Abbie J Smith, "Report 1—The Effect of the Exposure Draft of July 15, 1977, Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies on Return of Oil and Gas Company Securities," and "Report 2 —……," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 208-239 and pp. 240-261.
- 23) *Ibid.*, p. 235.
- 24) SFAS No. 19, para. 93 (FASB, *op. cit.*, p. 1024).
- 25) Dyckman and Smith, *op. cit.*, p. 251.
- 26) *Ibid.*, p. 254.
- 27) FASB, "FASB Staff Telephone Interview Survey Report, Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 197-204.
- 28) *Ibid.*, p. 198.
- 29) SFAS No. 19, para. 93 (FASB, *op. cit.*, pp. 1024-1025).

三 FC 法対 SE 法論争と SEC の豹変

FASB は一貫して FC 法の排除, SE 法の統一的適用に向って進んでいった。その間, FC 法対 SE 法論争が活発に行われることになった。SEC も FASB と同一路線の SE 法支持派であった。しかし, SE 法統一化による経済的影響力大という猛烈な反対が起こり, しかも, EPCA 発効 6 カ月前の 1975 年 6 月 4 日の証券取引法の改正で次のように会計・原価計算基準設定の際に, SEC は競争経済に及ぼす影響を加味すべきという連邦法規定があるため, 益々, SEC はその反対運動に巻き込まれざるを得なくなった。すなわち, 証券取引法第 23 条 (a) (2) の中に次の規定が盛り込まれている。

「SEC は本章 (1934 年証券取引法の意味……筆者) の規定に基づくルール及び行政規則を作成する際に競争に及ぼす影響をまず考慮すべきである。SEC は本章の目的遂行上, 不必要もしくは不適切な競争上の負担を課すルールもしくは行政規則により課さ

れる競争上の負担が本章の目的遂行上、必要かつ適切であるという場合には、SEC がその判断理由をルールもしくは行政規則の採択の趣旨、目的説明の中に含めるべきである。」

この規定のため SEC は原油・ガス生産企業の会計基準設定に非常に慎重な態度で臨まざるを得なくなる。しかし、FASB が1977年7月に SE 法への統一を図る基準試案を発表した後、SEC は一貫して FASB の姿勢に支持を送ってきた。すなわち、同年8月31日付の SEC の証券法通牒 No. 5861 (以下、No. 33-xxxx という形で紹介する) では

「SEC の規則修正案は FASB により出版された財務会計基準試案『原油・ガス生産会社の財務会計及び財務報告』²⁾に含められた基準と同じである。」

とか、同年10月26日付の No. 33-5877 では

「SEC への提出書類³⁾に含まれる財務諸表の開示案は FASB 試案で提案されたものと同じである。」

とか述べているように、SEC は FASB 試案を全面的に追認している。そして、FASB が1977年12月5日に最終基準を発表すると、SEC はその FASB 基準を追認してよいか否かのコメント要請を同月22日付の No. 33-5892 で大衆に次のように訴えている。

「SEC は以前に財務会計測定基準に関するコメント用の規則 (No. 33-5861) とその開示基準に関するコメント用の規則 (No. 33-5877) を提案してきた。両者の規則案は1977年7月に FASB により出版された『原油・ガス生産会社の財務会計及び財務報告』という試案の財務会計及び財務報告基準を具体化したものである。SEC の規則案から予想された通りに、FASB は最近、SFAS No. 19 を出版して、FASB 基準設定を終了した。その結果、SEC は EPCA で権限を与えられているように SFAS No. 19 に依存すべきか否か、さらに連邦証券諸法に従った提出書類及び EPCA に従ったエネルギー省に提出される報告書に含まれる財務諸表の作成で、SFAS No. 19 の基準もしくはその他の代替的会計基準が適切か否かについて大衆のコメントを要請する。」⁴⁾

とある。この時も、SEC が従来から FASB 基準、及びその試案を追認してきた経過から、結末は従来どおりと予想されるのが普通であった。ところが、この関係は翌年の1978年8月31日付の SEC の ASR No. 253 (これは同時に No. 33-5966 でもある) で覆されるのである。そこで、どのような論争

があり、そのような経過になったかを検討してみることにしよう。これは従来は SE 法を統一会計法としたのに対し、ASR No. 253 では、SE 法のほか FC 法の継続使用を認めたのである。⁵⁾そこで、まず SE 法と FC 法とを簡単に定義してみよう。SFAS No. 19 によると、

「SE 法のもとでは、鉱区権購入原価を除いて、原価が資産に計上されるには発生原価と発見された特定の原油・ガス埋蔵量との間に直接的関係が存在することを必要とする。購入された鉱区権は原油・ガス埋蔵量がないとわかったとき、もしくは廃棄決定の時まで資産として処理される。産油鉱区に結びついた資産化原価はその埋蔵量に対して生産されるにつれて償却される。」⁶⁾

とある。要するに、SE 法は原油・ガス生産活動の成功と失敗を明白に財務諸表に反映しようとするものであるが、それにはさらにいくつかの細則が必要となる。SEC の ASR No. 253 によると、

「この方法では（コストセンターの性質よりもむしろ）原価の性質が資産化ないし費用化決定の重要な要因である。」⁷⁾

と、原価の性質上の区分が重要であるという。その代表的なものとして、

「鉱区、油井及びその関連設備のような資産購入に直接関連するものを除いた探査支出はそれが成功、失敗に関係なく即時費用化される。」⁸⁾

とされている。このような原則のもとでより具体的に SE 法の会計手続を ASR No. 253 に沿ってまとめることにしよう。

1. 未確認鉱区の購入及び掘削中の坑井の購入以外の探査原価は即時費用化される。このような原価には非生産的試掘井（空試掘井）。地質調査・物理探査支出及び鉱区料延滞金等の鉱区権維持管理のための支出が含まれる。

2. 鉱区権購入原価は最初に資産化されるが、所定の定期的査定により未確認鉱区権の価値が減価されていることが決まれば、その部分の損失が認識される。

3. 資産化された鉱区権購入原価は原油・ガス総確認埋蔵量に対して生産高比例法により償却される。資産化された探査及び開発原価は原油・ガス確認開発済埋蔵量に対して償却される。

4. 生産（汲上）原価は資産化された購入原価、探査及び開発原価の償却費と合算されて、生産された原油・ガス原価となる。

5. 収益は外部の第3者への販売のときのみ認識される。原油・ガスが油田で生産と同時に販売が発生したり、精製その他の生産過程へ移されたとき、もしくは最終ユーザーへ輸送されたとき販売が発生することになる。」⁹⁾

このように原価の性質により資産化、費用化が決定されることになれば、原価の分類がきわめて重要となる。しかし、地質調査・物理探査支出という探査費も鉱区権購入の前と後で実施されることが普通であり、その取扱いをめぐって論争がある。¹⁰⁾ また、SFAS No. 19 は原則として探査費は即時費用化、開発費は資産化としているが、試掘井の原価は一旦資産化するが成功・失敗の確定時まで償却は延期される。¹¹⁾ 他方、開発井の原価は即時資産化され、¹²⁾ 直ちに償却の対象となる¹³⁾ というように複雑である。また試掘井の失敗といっても、その鉱区で将来も継続して試掘井を掘り続ける計画があれば、償却の対象とされず資産化されたままでよいことになっている。¹⁴⁾ さらに、開発井の即時資産化、即時償却対象といっても、SFAS No. 19 がいうように、「(海洋油田生産用プラットフォームのような) 巨大な開発原価が計画上のすべての開発井の掘削を行う以前に発生するならば、最終の開発井が掘削されるまでそうした開発原価の一部を生産高比例法償却から除外する必要がある¹⁵⁾。』としている。原則として、原価の性質からの区分であったものが、開発原価が巨大か否かという規模の区分が混入していることになる。このように SE 法はある時は原価の性質、ある時は、失敗か成功か、またある時は原価の規模といったような基準が入り、非常に細かく規定しても、実際には、会計・原価計算実務の処理の違いが大きく入り込んでくる余地が多分にあることが認識されたと思う。そこで、もう一つの会計・原価計算実務、FC 法について見ることにしよう。

FC 法は、SFAS No. 19 によると次のような定義となる。

「FC 法では、比較的大きな(地質学的とは対照的に)地政学的コストセンター(国別のごとく)の内部の鉱区の購入、探査及び開発に発生したすべての原価が即時資産化され、そのコストセンター内の鉱物資源が生産されるにつれて償却¹⁶⁾される。ただし、資産化される原価はその埋蔵量の価額を超えない範囲とされる。」

FC 法の会計手続をより具体的に示したものとして、Ad Hoc Committee on Full Cost Accounting (全部原価法特別委員会、以下、Ad Hoc 委員会という)の定義を引用してみよう。FC 法では、

「資産化される原価は次が含まれる。事前調査 (prospecting) 及び探査 (生産的であれ、非生産的であれ)、鉱区権購入、未開発鉱区の購入及び維持管理、開発及びその他類似の原価。事前調査、探査、購入及び開発に合理的に結びついた一般管理費部分もまた資産化される。当期の生産に関連する操業費は即時費用化される。このような原価には¹⁷⁾ 汲上費用と当期の生産に配分可能な一般管理費が含まれる。」

SE 法に比べて、FC 法は会計処理法が非常に簡単かつ、明瞭である。購入、探査、開発に関したすべての原価を資産化し、生産高に応じて償却していくという手法であるからである。にもかかわらず、Seven Sister の Major のうちの一家を除き、巨大石油会社は SE 法を用いているものも、新参入原油・ガス生産会社及び中小の会社は FC 法を用い、一般に普及していた現状から、SE 法に会計方法を統一化しようとする FASB や SEC の態度に FC 法採用会社を中心として猛烈な反対運動を展開したのは当然の帰結であろう。FC 法採用会社にとって SE 法統一化は論理上及び競争経済の保全に欠陥ありとするのである。他方、始めから SE 法を採用している会社は当然、SE 法統一化に支持を送るのである。そこで、次に、どのような論争が行われ、最終的に SEC がどう判断したかを検討することにしよう。

1. SE法支持論=FC 法批判論

SE 法採用会社が中心となって、FC 法を批判したのは当然のことである。彼らがどのような諸点について批判していたかについては要約すると次の 8 点に整理できよう。

(1) 空井戸は無価値。

FC 法のように空試掘井を資産化することは資本の食いつぶしになる。これを期間費用として適切に反映することが投資家に対する良き情報である。¹⁸⁾

(2) リスクを明瞭表示すべきである。

探査における成功が少ないことから、FC 法のように空試掘井及びその他の探査原価を資産化すれば、投資家に事業のリスクを明瞭表示しないことになる。FC 法のように一つの失敗は他の成功でカバーできるという事実はあるにしても、カバーできるか否かにリスクを伴うものである。¹⁹⁾

(3) 大コストセンターより小コストセンターの方がよい。

大コストセンターで成功・失敗を判断することになると、個々の中小コストセンターの失敗が他のコストセンターの成功で全体として失敗でないという判断が成り立つ。これでは個々の失敗・成功の業績がボカされてしまうことになる。²⁰⁾むしろ、原価の性質により資産化、費用化した方がより良い利益測定となるというのである。

(4) GAAPs に準拠している。

GAAPs (Generally Accepted Accounting Principles, 一般に公正妥当な会計原則の略)のもとでは営業活動に不可避であっても、将来の便益に直接的関連のない原価は、通常、即時費用化される。その好例が1974年10月のSFAS No. 2の『研究開発費の会計』で、「SFAS No. 2に包括されているすべての研究開発費は即時費用化されるべきである²¹⁾」としている。しかし、SFAS No. 2では原油・ガスの探査・開発に対しては取扱っていないことに留意すべきであるが、²²⁾SE法支持者はこの論理の延長線にあると主張する。

ただし、SE法では即時費用化部分が多いため、過去にどれだけの探査支出があったかは貸借対照表上には表われないという欠陥があるため、ASR No. 253では、「SE法が適切な補足的開示を伴うと、財務諸表の利用者に原油・ガス生産活動の失敗・成功について十分な情報が与えられることになる²³⁾」とSE法支持者の主張を紹介している。

(5) FC法は利益平準化となる。

FC法は失敗のプロジェクトを資産化することになり、報告利益の恣意的平準化に手を貸すことになる。²⁴⁾

(6) FC法は資産化上限に評価が必要である。

FC法は探査・開発原価の資産化の上限として原油・ガス確認埋蔵量の価額評価を必要とするが、これは余りにも主観的であり、財務諸表の利用者を混乱させるだけであるとしている。

(7) 連邦議会の会計統一化要望とFASBの結論尊重。

下院のMossレポート(下院州際・外国商業委員会監査・調査小委員会の1976年

出版の『連邦行政規則と行政改革』と題するレポート)は SEC に対し、

「最大限実施可能な範囲において、SEC は統一的会計原則のフレームワークを規則で定めるべきである。統一性が実施できない場合には、経営者により選択された会計原則が財務的資料を最も公平に表示するものであることを独立監査人に証明させるべきである。SEC は一定の仮定のものから他の仮定のもとでも再計算できるように補足的資料を要求すべきであり、それにより特定の産業の中の会社間の比較可能性を促進させることになる²⁶⁾。」

と勧告し、会計・原価計算基準の統一化を要求している。

他方、上院のメトカーフレポート(上院政府活動委員会報告・会計・管理小委員会の1977年出版の“The Accounting Establishment”と題するレポート)も次のような勧告をしている。

「連邦議会は連邦政府が各省庁に責任遂行の指針となる包括的会計目的を設定すべきである。この目的が存在していないことによって連邦政府内でさまざまな、時には矛盾する会計実務を許してきた。そのことが過去40年間大衆的に株式所有されている会社に対して統一的及び有意義な会計基準を設定できなかった原因となっている²⁶⁾。」

上院・下院とも以上のように会計・原価計算基準の統一化を要望している。それに答えるべく FASB は公聴会をやったり、広範な研究活動を行って SE 法統一化という結論に達した。その結論を SEC が追認しないことになる²⁷⁾と、Chalsty 氏がいうように、FASB という「民間の会計団体の威信と影響力が大きく低下する」ことになる²⁷⁾。したがって、SE 法支持者の中には、「SFAS No. 19 が適切、もしくは少なくとも不合理でない一つの会計方法を採択することによって統一性問題が解決する」という主張があることを ASR No. 253 は紹介している²⁸⁾。つまり、会計・原価計算基準統一化という FASB の姿勢を支持すれば、SE 法が不合理でなければ、FC 法の合理性はともかくとして、SE 法で統一して、FASB の威信と影響力を維持している²⁸⁾というのである。

(8) SE 法は競争経済の促進に役立つ。

競争経済に役立つか否かは、良い情報が大眾に開示されるか否かである。FC 法支持者は FC 法が競争経済に役立つというし、SE 法支持者は SE 法

がよいというので、論争は終息しない。SE 法支持者によると SE 法に統一化することによって、会社相互間及び産業間の比較可能性を提供することによって、競争経済が促進されるという²⁹⁾。このことは FC 法への統一化でも同じことがいえよう。

以上、SE 法支持者による論点を 8 点に整理してみた。これだけを見ると SE 法が勝れているように見えるが、FC 法支持者による論点を整理してみないと総合的判断は出来ない。次に、それを見ることにしよう。

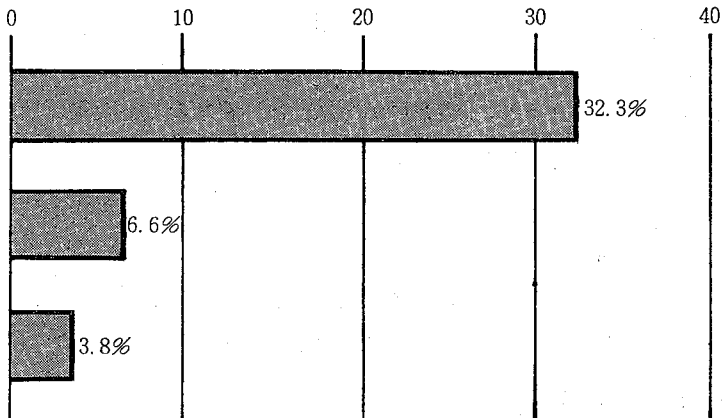
2. FC 法支持論=SE 法批判論

SE 法支持論だけに耳を傾けるのではなく、FC 法対 SE 法論争が活発に繰り広げられている以上、FC 法支持者の論点にも耳を傾ける必要がある。それらを整理すると次の諸点からなる。

- (1) 原油・ガス生産に探査及び空試掘井は不可避免的に発生する (cf. SE 法支持論 (1))。

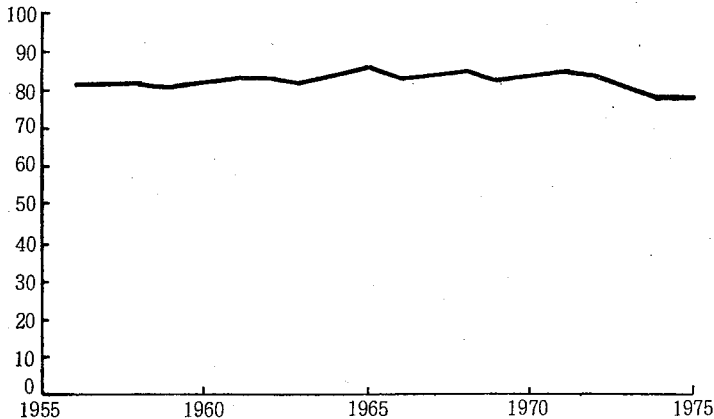
原油・ガスの生産にはその前に探査活動がなければならず、したがって一般の探査費はいうに及ばず、たとえ試掘井が空井戸であっても原油・ガス生産のために不可避な資本的支出であり、これを資産化すべきであるとしてい

第 2 図 売上高に占める探査・開発原価の割合



出所: FASB Public Record, 1977-Vol. VIII, part 1-Section B, p. 817
(Comment Letter of The Ad Hoc Committee on FASB Discussion Memorandum Dated December 23, 1976).

第3図 米国内で掘られた総試掘井に占める空井戸の割合

出所: *Ibid.*, p. 820.

る。現に、原油・ガス売上高に占める探査・開発原価は Ad Hoc 委員会資料によると第2図のように32.2%を占め、必要不可欠の原価であり、その大部分を即時費用化するのは妥当でないとしている。

同委員会によると、「空井戸を掘らなくて、原油・ガスを発見する方法を誰も発見していない。事実、技術革新があっても、総試掘井に対する空井戸の割合は過去20年間きわめて安定的である」として、第3図を示し、80%前後が空井戸であるという資料を提示している。したがって、FC法支持者はSE法支持者がいうように、「空井戸がそれ自体、将来の収益獲得に期待される経済的資源でなく、経済的資源である原油・ガス埋蔵量の発見のためにその原価が必然的に発生するため、空井戸の原価が資産化されるべきである」と主張³⁰⁾している。

- (2) リスクの反映は大コストセンターで表示し、総発見埋蔵量に対して総投資額を対応すべきである (cf. SE法支持論法 (2), (3), (4))。

FC法支持者によると、株主等の開示される財務諸表は個々のプロジェクトの成功・失敗を反映するのではなく、全社的もしくはセグメント別及び国別の業績を報告すべきであるという。SE法では、鉦区権、成功試掘井、開発

原価及び原油・ガス生産システムを構成する設備の原価を資産として報告するということに、余りにも原価の性質に力点を置いている。しかし、FC 法支持者によると、探査活動の主たる目的が原油・ガス埋蔵量を発見し、開発することにあるから、原油・ガス生産会社の資産となるものは原価の性質によるものでなく、原油・ガス埋蔵量そのものであるべきであるという。かくして、その埋蔵量に対して発見・開発に要した総原価を対比させることの方がより良い業績表示となる。これには、各プロジェクト別の小コストセンターよりは³¹⁾大コストセンターという計算単位で測定すべきである。GAAPs においても、製造工業において仕損品が完成品に配賦されたり、建築作業で設計監理費が建物へ配賦されたりする方法と同様に、正常的に発生し、回避不可能な空井戸の原価を採油井に配賦することは認められるはずであるとい³²⁾う。

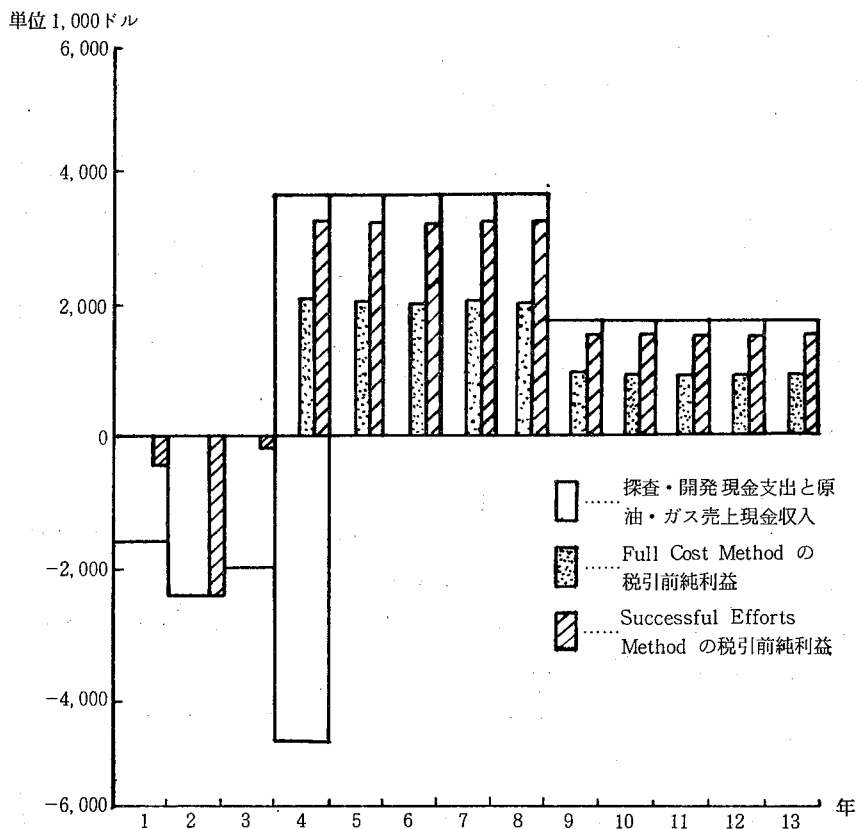
(3) SE 法は利益操作となる (cf. SE 法支持論 (5))。

FC 法は資産化部分が多いため、ある期の失敗を隠し、次年度以降の償却にたより利益平準化に連がるという SE 法支持者からの批判があった。これに対して、FC 支持者からは、SE 法によると利益を上昇させようとするれば、即時費用化の対象物である探査活動を縮小したり、なくしたりすれば可能である。しかし、この方向に企業が向けば、必らずや確認埋蔵量の食いつぶしにつながり、米国のエネルギー政策と逆行するし、企業の成長が止まることは明らかであるという。すなわち、SE 法は探査活動の縮小、拡大を通じて、経営者は利益操作が可能になるというのである。

このことをより詳しく見ているのが、Donaldson, Lufkin & Jenrette Securities 社 (以下、DLJ 社という) の FASB へのコメントレターである。同社の分析によると、原油・ガス生産への新規参入会社、探査活動の積極的な会社、及び年々探査活動を縮小している会社の3つに分け、FC 法の正当性 (SE 法の不当性) を次のように分析している。³³⁾

まず、新規参入会社について見ることにしよう。その仮定は、最初の3年間は探査・開発期間であり、原油・ガスの生産・販売は第4年以降であると

第4図 探査・開発・生産モデルキャッシュアウトフロー及びインフロー、Full Cost Method 対 Successful Efforts Method の税引前純利益比較



- 注 1. 第1年度及び第3年度は Successful Efforts 原価計算法でも、探査費の中味が地質学的、地球物理学的調査費、鉱業採掘権取得原価、事業部門間接費であったため、これらを成功判断まで、一旦繰り延べた。
2. 第2年度内の探査支出はその年内に全部、空井戸であったため、SE 法では全額即時費用化した。
3. 第4年度は開発活動と生産活動が同時に行われた。
4. 第6年度からは生産活動だけが行われ、生産高は第8年度まで毎年同じであると仮定されている。第9-13年度は生産縮小となった。

出所: John S. Chalsty (Managing Director, Donaldson, Lufkin & Jenrette Securities Corporation), *Comments on FASB Discussion Memorandum—Part II Illustrated Earnings Impact of Oil and Gas Accounting Methods*, pp. 3-4, reprinted in *FASB Public Record 1977-Vol. VII*, pp. 1388-1389 を合成して表にした。

ている。すると次のようになる。これは第4図と対照されたい。

第1年度……地質調査・物理探査、試掘、鉱区権購入の活動があり、試掘井により埋蔵量を確認している。

FC 法……すべての支出を資産化しているため税引前純損益は零として計上される。

SE 法……探査活動のうち即時費用化部分があるほか、成功試掘井や鉱区権購入のように資産化される部分もある。即時費用化部分相当額だけ、税引前純損失として計上される。

第2年度……年内に着手したすべての試掘井は空井戸であったが、その発生原価及び初年度発生原価総計が初年度の探査活動で発見された確認埋蔵量の価額を超過しなかった。

FC 法……すべての発生原価を資産化するため、税引前純損益は零として計上される。

SE 法……発生原価はすべて空試掘井に関係していたため、全額即時費用化する。同額だけ税引前純損失が計上される。

第3年度……探査活動はこの年度で終結する。この年度に試掘井は成功井のほか、若干の空井戸があった。

FC 法……すべての発生原価を資産化するため、税引前純損益は零として計上される。

SE 法……空試掘井の原価が即時費用化され、その額だけ税引前純損失が計上される。

第4年度から第13年度まで……第3年度の探査活動の成功をもとに、第4年度は開発活動と生産活動に入り、第4—第8年度までは一定量の生産量を維持、第9—第13年度では引き下げられた生産量で毎年維持すると仮定されている。

FC 法……第3年度までの探査活動の原価が資産され、第4年度からの生産高に応じて償却される生産高比例法を用いるため、生産高一定なら税引前純利益は一定のままで推移するが、その額はSE法の利益額より少ない（償

却部分が多いため)。

SE 法……開発原価は SE 法でも資産化し、生産高比例法で償却する。生産高が一定ならば即時費用化部分がないため、開発原価の償却部分のみが期間費用となり、利益は一定のまま推移する。しかし、SE 法の方が FC 法より利益額は多い。

このように新規参入企業にとって、第1～第3年度は総じて探査活動の成功であったということが出来るが、SE 法ではその成功を失敗であるがごとくに税引前純損失を計上しているのでは、新規参入企業が探査活動というリスクの伴なう活動に積極的に関与することがむづかしくなるであろう。そのため、FC 法の方が新規参入企業にとって望ましい会計・原価計算手法であるということになる。

次に原油・ガス生産活動で経験豊富な成熟企業について見ることにしよう。成熟企業のうち、探査活動を年々増加させている積極的成熟企業と年々減少させている消極的成熟企業がある。DLJ 社はその二つのモデルを展開している。

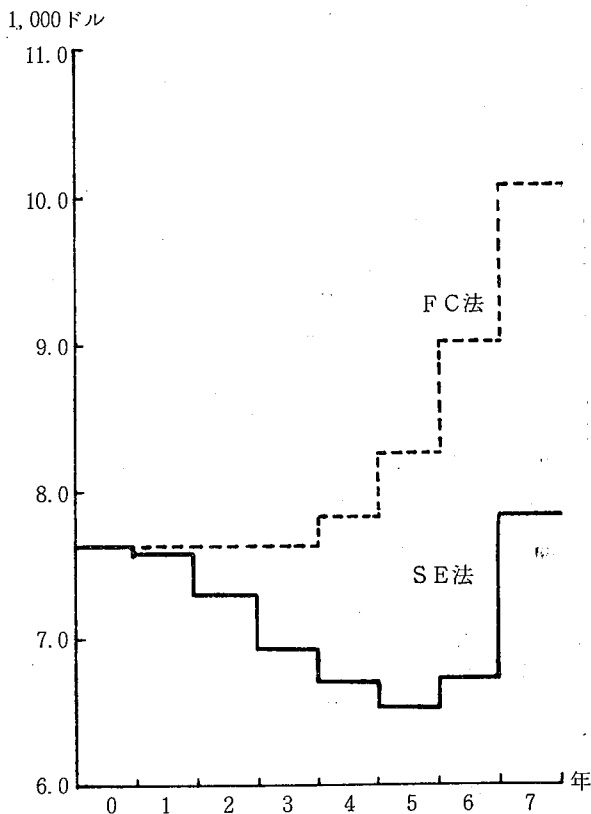
前者の積極的成熟企業に対して、年々20%ずつ探査支出を増加させていった場合のFC法とSE法の税引前純利益の動きを調べようというのである。第5図がその結論である。

SE 法……探査に積極的な企業は空試掘井のリスクを負担しなければならず(即時費用化)、さらに成功試掘井以外の探査費は即時費用化される。即時費用化が大となるSE法での探査活動の結果、その期に生産段階に入らなければ収益増につながらず、税引前純利益は減少していくことになる。業績が回復するのは、生産量が飛躍的に上昇した第6年度以降からとなる。

FC 法……これに対してFC法では探査活動が積極的であっても、資産化される額が多くなるだけであり、生産段階に入る第4年度以前では税引前純利益は一定額のままである。第4年以後生産段階に入ると、飛躍的に業績が上昇する報告形態をとる。

このことから探査の積極的成熟企業にとって同じ探査活動でありながら、

第5図 20%づつ探査活動を上昇させている
積極的成熟企業の税引前純利益

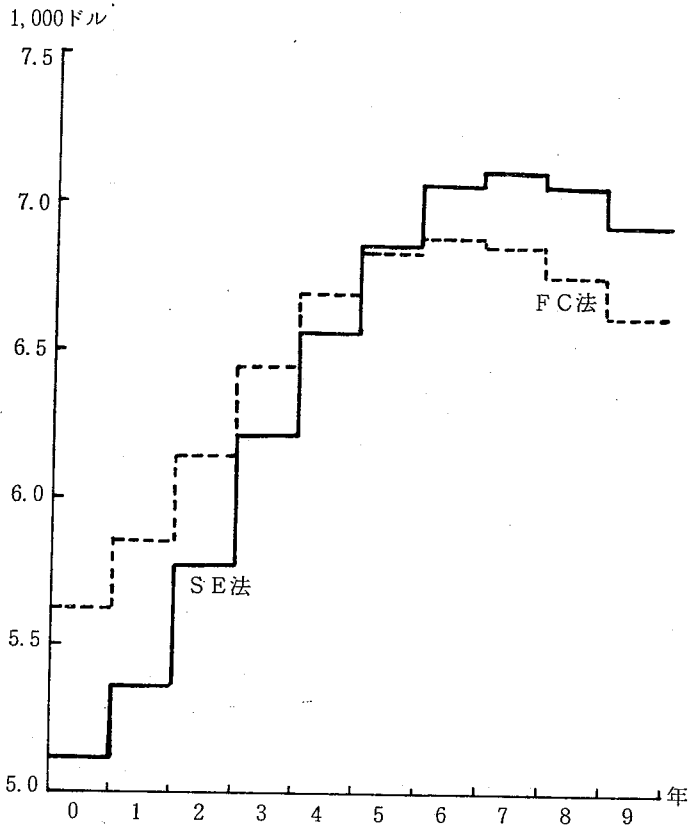


出所: Chalsty, *op. cit.*, p. 6. FASB Public Record, 1977-Vol. VII, p. 1391.

SE法では飛躍的に生産の上昇が見られるこのモデルの第6年次からであり、それ以前は業績悪化の途を迎えるという報告書を作成せざるを得ない。米国のエネルギー政策で国内探査の活発化という方針からは、SE法を採用しているかぎり、経営者は経営者報酬の関係から探査の積極化を望めそうにないことがこのモデルから明らかとなろう。

最後に、探査活動に消極的で年々5%づつ減少させていく消極的成熟企業をDLJ社のモデルにしたがって見ていくことにしよう。その業績を示した

第6図 5%づつ探査活動を減少させている消極的成熟企業の税引前純利益



出所: Chalsty, *op. cit.*, p. 7, *FASB Public Record*,
1977-Vol. VII, p. 1392.

のが第6図の通りである。

SE法……探査活動に消極的ということは、過去に発見した原油・ガス埋蔵量を食いつぶしていくことである。SE法では、もともと過年度における資産化部分が少なかったため、償却額は少なくなる。その上、SE法では探査活動の多くを即時費用化していたのを、探査を削減していくから即時費用化部分は少なくなる。第3年度まで生産量は一定であったため、その間の期間費用が少ないことにより、大幅に業績の改善があったように報告される。

探査活動削減の報いは第8年度から生産高が急激に落ち込み始めるや業績が悪化する。短期的に経営者報酬を業績に依存させている企業では、探査縮小を通じて経営者報酬を拡大することが可能であることになる。

FC 法……探査活動によって生産段階に入るまでは業績は一定である。しかし、探査削減の報いは第7年度以後生産高の減少となってあらわれ、その収益減少額は過年度の探査原価の資産化部分に対するそれぞれの年度の償却額より大であるため、飛躍的に業績は悪化する。

従来、「SE 法が即時費用化である（したがって、より『保守的』である）のに対し、FC 法は高利益を生み出すということで攻撃されてきた。しかし、この『保守主義』は幻想であり、現実をかえり見ずに言われてきたことである³⁴⁾」という DLJ 社の批判も当を得ていよう。DLJ 社の3つのモデルは SE 法では探査に消極的な企業は当初、好業績を報告し、積極的な企業は当初、悪い業績を報告し、新参入企業が生産段階に入ると好業績を報告している。このことから探査活動の増減によって利益操作が可能なのは SE 法であるということになる³⁵⁾。FC 法支持論-SE 法批判論の第3点について詳しく述べたが、次に第4点に移ろう。

- (4) FC 法は石油・ガス資源の経済的価値により近い情報を提供する
(cf. SE 法支持論 (6))。

Texas Pacific Oil 社の FASB へのコメントレターでは、「殆んどの石油会社は SE 法か FC 法を用いているが、それらの埋蔵量の価値は各年度とも帳簿価額を超過している」という³⁶⁾。SE 法では、FC 法より資産化部分が少ないので、上記のことは当然いえるが、FC 法は資産化部分が多いといっても埋蔵量の価値より非常に少ない帳簿価額となっていることが多い。

FC 法では理論的には探査支出の資産化の上限を埋蔵量価値としているが、後者を正確に測定することは困難なものの、専門エンジニアによって埋蔵量価値が見積られると、FC 法採用会社でも帳簿価額の何倍、何十倍も存在することが多いであろう。このことは原油・ガス価格が第1次及び第2次石油ショックで数倍にはね上がったことに帰因する。

SEC では ASR No. 190 (1976年3月) で SEC 登録会社は棚卸資産及び設備にカレント取替原価情報を補足資料として開示すべきことにした。³⁷⁾ただし、その後の改正で、1980年4月1日現在の規則では原油・ガス生産に用いられる鉱物資源についてはこの適用を除外している。³⁸⁾しかし、それにかわる方法を同年8月31日付の ASR No. 253 で要求している。これについては後で述べる RRA 法のところで詳述したい。

このような SEC の路線を察知した Ad Hoc 委員会は、「何らの形の Value Accounting が近い将来、歴史的な原価会計の補足をするか、それに取って代る可能性がある。FC 法ではすべての探査及び開発原価が資産化されるので、その方法は Current Value の財務諸表に近い財務諸表を生み出す。したがって、FC 法から Current Value 法への変更は SE 法から Current Value 法への変更より調整額が少なく済む」と述べている。³⁹⁾同様のことは J. H. Myers 教授によると、「価値がより良い情報であるので、FC 法はこの目的をより良く満たすものである」ということになる。⁴⁰⁾確かに、以上の通りであるが、では FC 法採用会社のすべてが資産化の上限額である埋蔵量価値より低い帳簿価額をつけているかどうかの疑問も残る。殆んどはそうであるにしても、埋蔵量価値を客観的かつ正確に測定することは不可能で、出来るのは概算のみであるからである。

(5) 連邦政府内部に SE 法統一化による批判がある (cf. SE 法支持論 (7))。連邦政府内部に SE 法統一化による批判的考察が行われたのは次の4つである。

- (i) Haskell 法案 (EPCA 第503条の一部改正案) の上院通過 (1977年10月6日)
- (ii) エネルギー省公聴会 (1978年2月末)
- (iii) 司法省の調査研究
- (iv) FTC の調査
- (v) SEC の1978年3月—4月の公聴会

このうち、Haskell 法案では、EPCA 第503条に (d) 項を追加しようという

ものである。すなわち、追加条項では、

「(d) 第 503 条はエネルギー省が信頼できるエネルギーデータベースを編纂するため、同省に提出される報告書の作成に必要な会計実務の展開のみを適用しようとするものである。第 503 条では財務報告目的のための GAAPs を樹立させたり、GAAPs 樹立に影響を与えることを何ら意図していない。⁴¹⁾」

とある。これは FASB が試案を提出し、SEC が追認した SE 法統一化に対する反対運動の一環である。Congressional Record に掲載された Haskell 議員の法案趣旨書は次のとおりである。

「大多数の独立系生産者を含む殆ど探査成長企業は FC 法を用いており、FC 法では順調な探査プログラムですべての探査・開発支出が資産化され、埋蔵量の生産販売につれて原油・ガス収益に対して償却される。それにより費用収益の適切な対応が達成されている。

米国で掘削される試掘井の 80% 以上になる独立系原油・ガス生産者の殆どは FASB 試案により大きな傷手となるであろう。殆ど探査の独立系生産者にとって、FC 法から SE 法への変更は

報告利益、資産繰延額及び自己資本の恣意的かつ誤導となる引下げを結果し、過去の利益及び貸借対照表価額が膨まされているという不当かつ正しくない印象を生み出し、

探査プログラムを拡大しようとする会社に傷手を与え、

順調に拡大している探査・生産活動の利益を引き下げることになる。

すべての原油・ガス生産会社に SE 法を要求する帰結は非競争的であり、米国内エネルギー供給及び獲得の増大という国家政策と対立することになる。SE 法の強制的採用は

多くの順調な生産者の拡大に対し純利益の傷手を与え、探査活動の資金繰りの困難さを増加させることになるから重大な障壁を築くことになり、

FASB の会計ルールが発見埋蔵量や価値の点で明らかに成功しているプログラムでさえも拡張期間中純損失の報告を強いるであろう（及び合理的な純利益の報告を妨げるであろう）から、原油・ガス探査への新競争者の参入を阻害させることになる。⁴²⁾」

したがって、Haskell 議員は EPCA 第 503 条が命じた会計・原価計算基準の設定はあくまでエネルギー省用の報告目的のためのものでなくてはならず、当時、FASB や SEC が同条に沿って株主向け営業報告書用の会計基準に SE 法を強制化すべきでないというのである。Haskell 法案に積極的に賛同したのは Bartlett 議員であり、⁴³⁾ 10 月 6 日に上院を通過するが、FASB の

反対はいうに及ばず⁴⁴⁾、SEC の反対⁴⁵⁾、Moss 下院議員の反対⁴⁶⁾、GAO (会計検査院) 長官の反対⁴⁷⁾などがある。こうした経過を辿った Haskell 法案は米国では下院との調整を図るべく設置されている conference committee の通過がなければならないが、この段階で否決されてしまっている。すなわち、同委員会の判断は、Chalsty 氏によると、第 503 条の (d) 項追加といっても、

「第 503 条本来の目的が Haskell 議員の解釈と同じことが明白であり、明文化は表面的である。」⁴⁸⁾

という理由からである。

Haskell 法案否決後、1977 年 12 月 5 日に FASB の試案が最終基準となっている。司法省は SEC に対し翌年 2 月 27 日付で次のような要求書を提出している。

「(SEC は) 提案中の強制的変更が・原油ガス生産業の各セグメントの競争状態に大きな傷手となるような方法で資本市場の動きに影響を及ぼすか否かを査定しなければならない。」⁴⁹⁾

とし、司法省の態度を Lev 教授によると、「原油・ガス生産者に対する統一会計基準が投資家に対する情報提供の改善をしたり、非競争的側面を持たないということを SEC が検証するまで、司法省は SEC に対してこのような基準の採用を見合わせるべきだと主張する。」⁵⁰⁾としている。

さらに、FTC は「原油・ガス業の経済的実体を反映する点で SE 法が FC 法より正確であることが証明されていないので SE 法を採用すべきでない」と主張し、さらに FTC は提案中の会計方法の変更により競争上の傷手が負わされ勝ちである⁵¹⁾と主張している。

このほかエネルギー省及び SEC の公聴会が 1978 年 2 月末から 4 月にかけて行われ、SE 法統一化に対して猛烈な反対にあい、最終的に SEC は同年 8 月 31 日付の ASR No. 253 で SE 法統一化を断念せざるを得なくなっている。

(6) SE 法統一化は競争経済に傷手を与える (cf. SE 法支持論 (8))。

1975 年 6 月 4 日の証券法改正により SEC が会計・原価計算基準を設定す

る前に競争経済に及ぼす影響を考慮しなければならないという規定が追加された。⁵²⁾FASB が試案を出し、最終基準を出した後、SEC が追認するか否かは特にこの点の考慮如何であった。また、競争経済保全及び促進の司法、行政当局である司法省、FTC が前述のように SE 法統一化に大きな不安を抱いたのも当然であった。

FC 法対 SE 法論争の中心は実に、SE 法統一化が競争経済に傷手になるか否かについてであった。この大問題について、いままで各種の機関による意見を各所で断片的に紹介してきた。この問題を整理するため、次に項を改めて民間の主たる研究成果をまとめ、それに対する SEC の判断を見ていくことにしよう。

3. SE 法統一化による競争経済影響論争

SE 法統一化の弊害として、FC 法論者の主張点は SE 法が資産、純利益及び自己資本の過小表示となることから次の諸問題に遭遇するという。

- (1) 探査拡大企業の資金調達（社債、借入金、株式発行等）を困難にする。
- (2) 順調に拡大推移している探査企業でも、生産販売時まで、大きな純損失の報告となる。
- (3) 新規参入者は探査活動から始めなければならず、その際、大きな純損失の継続となり、結局、大きな参入障壁となる。
- (4) 現状では、FC 法会社が米国内探査活動の殆んど行っており、それらに傷手を与えることは国家エネルギー政策上マイナスである。

このような諸問題点に対して、民間の主たる研究はどのように分析していたかを見ることにしよう。

(イ) DLJ 社のコメントレター

セブンシスターといわれるメジャーのうち Texaco 社を除く 6 社は SE 法を採用していた。DLJ 社によると「一貫操業メジャーは探査が全体活動の一部にすぎず、結果として探査予算が純利益の一部にすぎないので、SE 法は報告利益の期間比較に大きな影響を及ぼさない⁵³⁾」としている。同社によるメジャー 6 社の 1966 年—1975 年の 10 年間の経営分析を見てみると次の 4 点

に整理できる。⁵⁴⁾

- (1) 10年間純利益に占める探査支出の割合は10~50%であり、年平均約25%である。
- (2) 1971年では殆どどのメジャーの探査支出額を減少させており、その減少の結果、SE法採用とあいまって純利益を引き上げている。
- (3) 1974年では純利益に占める探査支出の割合が減少している。
- (4) 1975年では前年度に対する反動として探査支出額とその割合が急増している。

メジャーにとっても海洋開発、遠隔地、及び深度の深い油層へと進まなければならなくなり、探査支出の割合が増大してくるに違いない。かくして、DLJ社によると、「たとえ、一貫操業大企業といえども、探査活動の原価の上昇やその割合が増大するにつれてSE法がだんだんやっかいなものになるであろう」と予測している。⁵⁵⁾ 事実、Ad Hoc 委員会はSE法を採用していると称されているメジャーやその他の大石油会社が巨大探査プロジェクトの一部をFC法に変更した手順を行っているという。参考までにそれを紹介しておこう。

「1958年にShell Oil社は以前、即時費用化していた生産的無形掘削原価 (productive intangible drilling costs) を資産化し始めた。1961年にはそれにContinental Oil社が倣った。Standard Oil of Indiana社は1968年から北米の生産不能鉱区の償却を始めた。同社の従来の会計手続は鉱区が放棄された時点で即時費用化された。Exxon社も同年から同様の手続を行った。Cities Service社は……従来、鉱区が放棄された時点で即時費用化された生産不能鉱区権原価の償却を始めた。Sun Oil社も1970年から生産不能鉱区の償却を始めた。……1972年には、Standard Oil of Ohio社は未開発鉱区が経験法則で償却されていると報告しているが、Alaskaについては生産が始まるまで償却がなされていないと報告している。また、同社は地質調査、物理探査、鉱区権期間延長料、その他の探査及び保全費を即時費用化していると報告しているが、Prodhoe Bay (Alaska) 鉱区では上記の費用を生産開始まで一時繰延べていると報告している。こうした会計実務が1975年現在でも継続している。⁵⁶⁾」

他方、中小の原油・ガス生産会社では、DLJ社によると、メジャー大石油会社よりも純利益に占める探査支出の割合が大であり、探査支出の方が純利

益を大きく上廻っているのが現状である。そのため、「(もし SE 法で計算されることになれば) 多くの中小会社は発見前原価 (探査原価の意味……著者) の大小が報告純利益に莫大な影響を与え、特に純利益の期間比較に莫大な影響を与える」としている。具体的には、「(SE 法が用いられると) 成長企業ないしは探査に積極的な企業の純利益は探査原価の即時費用化増大が生産に伴う利益の上昇より必然的に遅れてくるため、不当にも痛手を受けることになる。⁵⁷⁾」かくして、中小原油・ガス生産会社の探査活動は延期、縮小、中止を迫られ、エネルギー危機に拍車をかけることになる。つまり、探査に活発な中小企業に SE 法を強いると純利益減少→株価下落→借入能力の低下を強いることになるというのである。逆に探査を縮小すると、純利益増大→株価上昇→借入能力増加に連がるが、これはその企業にとっても国家政策にとっても望ましいことでないとしているのである。

(ロ) Patz & Boatsman 氏の実証研究

Demis H. Patz 氏と J. R. Boatsman 氏 (以下、P & B 氏という) は Texas 大学博士課程の学生であり、その研究は 1971 年 10 月 22 日に出版された APB Draft Opinion『石油産業における会計及び報告実務』に対して株式市場がどのように反応したかを分析した実証研究である。⁵⁸⁾ P & B 氏によると、1971 年 10 月 22 日を中心として、前の 2 週間と後の 5 週間を影響期間と定め、次の第 2 表のようにサンプル企業に分類して統計的分析している。

第 2 表 P & B 氏によるサンプル企業¹⁾の分類

	FC 法会社	SE 法会社	合 計
大 企 業 ²⁾	6	15	21
中 堅 企 業	24	4	28
	30	19	49

- 1) New York 証券取引所及び American 証券取引所上場企業のみである。
- 2) 大企業と中堅企業との区分は会社の総収益 6 億ドルを基準にしている。

出所: Dennis H. Patz and James R. Boatsman, "Accounting Principle Formulation in an Efficient Markets Environments," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1972, pp. 395-396.

その結論は次の通りである。⁵⁹⁾

1. 「この調査によると、FC 法会社の普通株の株価は影響期間中不利に影響しなかった。同様に、FC 法の中堅企業と大企業とは異なった動きをしなかった。」
2. 「若干の企業の純利益低下が証券価格を引下げ、資本募集能力に大きな影響を与えるという主張に対して、特定の会計方法の禁止を試みようとしている会計基準設定機関は考慮する必要がないということが、この調査結果の解釈にそった政策的意味であろう。」

つまり、P & B 氏による統計的分析によると、APB Draft Opinion が最終 Opinion として決着し、FC 法会社に純利益の減少報告を強いても、株価に影響しないというのである。

しかしながら、P & B 氏の統計的分析には次の欠陥があるであろう。⁶⁰⁾ まず第1に、APB Draft Opinion が最終基準になる確率が少ないという期間での分析のため、P & B 氏の調査結果が得られたにすぎないと考えられる。そのため、Draft Opinion は大衆に周知されてくるにつれ、漸次影響を及ぼしてくるであろうから、より長期間の分析が必要であろう。さらに、P & B 氏は各週ごとの相対的株価変動の割合を分析しているのみであるが、影響が漸次、発生するとすれば、影響期間全体の累積合計から分析した方がより影響の程度が明白となるはずである。

第2に P & B 氏のサンプル企業は New York 証券取引所及び American 証券取引所上場企業ばかりである。APB Draft Opinion の影響は原油生産までの段階であるのに対し、サンプル企業ではメジャーを含む一貫操業石油会社が多い。そのような企業は原油の探査、開発及び生産の全社的活動に占める割合は巨大企業ほど少なくなっている。そのため、APB Draft Opinion の影響を FC 法会社と SE 法会社に分けても、両者ともに一貫操業会社を多く含んでいるため、両者のうちどちらにより多くの影響が生じたか否かはわからないはずである。

最後に、APB Draft Opinion の出版による株価影響というこの種の統計的

分析はどのような結論が得られても決定的証拠となり得ない。株価影響要因はこのほか証券市場に各種の情報が入り込んできており、それらが織り込まれているからである。

P & B 氏と同じ結論が得られたとする研究に Robert E. Eskew 講師や、二の3項で述べた Dyckman & Smith 氏の研究があったことを付言しておく。⁶¹⁾

(ハ) Collins & O'Connor 氏の実証研究

P & B 氏の欠点を補って統計的分析を行ったのが Daniel W. Collins 講師と Melvin C. O'Connor 助教授（以下、C & O 氏という）であった。C & O 氏によると P & B 氏の調査結果とは全く異なった結論に達している。⁶²⁾ 両氏は第3表のように P & B 氏と同一のサンプル企業を選びながら、FC 会社を原油・ガス生産中心会社13社と一貫操業石油会社17社に分けている。SE 法会社は P & B 氏と同一の企業を対象にしている。P & B 氏が調査期間を7週間とし、前の2週間を予備期間、後の5週を影響期間としていたが、C & O 氏は7週間を影響期間と定め、その前と後の各7週間をそれぞれ影響前期間、影響後期間と定め、計21週間の株価変動の累積値を調べている。

第3表 C & O 氏によるサンプル企業の分類

FC 法 会 社 ¹⁾		SE 法会社
原油・ガス生産中心会社	一貫操業石油会社	
13	17	19

- 1) FC 法会社の区分は次の3条件の一つ以上を具備しているか否かである。SEC 向け営業報告書 Form 10-K の資料から、
 - (イ) 連結収益の40%以上が原油・ガス生産活動から生じているもの。
 - (ロ) 連結資産の50%以上が原油・ガス生産活動に用いられているもの。
 - (ハ) Form 10-K で自社の営業活動が原油・ガス生産中心であると明言しているもの。

出所: FASB *Public Record*, 1977-Vol. VII, Part 1-Section A, p. 211 (Appendix B, Statement of Daniel W. Collins and Melvin C. O'Connor in Comment Letter of Total Petroleum (North America) Ltd to FASB Discussion Memorandum Dated December 23, 1976).

C & O 氏による調査結果は次のようになる。

「SE 法会社と比較して、FC 法会社の証券価格は影響期間中不利に働いた。その上、この不利に働いた証券市場での反応は FC 法の一貫操業企業より FC 法の原油・ガス生産中心企業により大きかった。このことはもし、FC 法の禁止提案が正式に APB に採用されるならば、FC 法の生産中心企業の純利益が相対的に大きな低下（したがって、後で述べるようにそれに関連して生ずる経済的帰結）を証券市場が予測していることを意味する。APB が FC 法を禁止する最終 Opinion をを出していないので、APB がそれを出していると仮定して FC 法会社の株価値下がりを持続するかどうかは推測の域にある。我々は FC 法に反対する APB の試案により投資家の特定の企業に対する印象が影響されていることだけを指摘したい。このことから、少なくとも、企業の経済的実体を表現しようとして用いられている会計方法が資源配分方法や証券の価格の動きの違いを生み出すものであることを推論できる。⁶³⁾」

C & O 氏の結論に支持を与えたいが、なお、前述の P & B 氏の統計的分析に対する第2及び第3番目の批判点はここでもあてはまるといえよう。

また、Collins 氏は W. T. Dent 氏と共に、1977 年 7 月 15 日に公けにされた FASB Exposure Draft に対して株価調査を 28 週間にわたって行っている。⁶⁴⁾ その結論も C & O 氏の研究と同じであり、SE 法会社より FC 法会社の方が株価下落が大きく、その下落が 6 カ月間にわたっているとしている。

(二) Lev 氏の実証研究

Baruch Lev 教授は前述 P & B 氏や C & O 氏の研究では、それぞれ 7 週間、21 週間という長い期間の統計的分析であったことから、長期間であればあるほど、会計基準変更の試案発表の株価への影響分析をするには各種の情報が証券市場に織り込まれていくため、不適切であるという。そこで、Lev 氏は 1977 年 7 月 15 日に出版される Draft が、大衆に公けになる 7 月 18 日を起点として発表日前 2 日、発表日、及び発表日後 3 日の計 7 日間を発表期間と定め、その前の証券取引日 45 日と、後の 26 日、総計 78 日間の分析から、特に発表期間の株価影響に焦点をあてている。Lev 氏は New York 及び American 証券取引所上場の FC 法会社 49 社と SE 法会社 34 社を分析した結果、「FC 法会社株価は発表期間後最初の 3 日間で 4.5% 下落したの

に対し、SE 法会社株価は約1%下落した⁶⁵⁾」という分析結果を示している。

したがって、Lev 氏は次のような勧告をすることになる。

「FASB や SEC の最終決定が知られておらず、会計方法の変更が個別企業の財務諸表に及ぼす正確な影響額が充分査定できていない段階で、FASB 試案⁶⁶⁾だけで、FC 法会社株価下落が生じている点を政策設定者は無視することができない。」

というのである。なぜこの段階で FC 法会社株が下落したかについて、次の5つを Lev 氏は挙げている。すなわち、FC 法会社が SE 法に変更することにより、

- (1) 借入金担保契約に影響が生ずる。
- (2) 配当政策に影響が生じる。
- (3) 将来の探査活動に影響が生じる。
- (4) 純利益に比例した経営者報酬制度であると、企業活動に影響が生じる。
- (5) 投資家が企業資産の減少に反応を示すことがあるからであるとして⁶⁷⁾いる。

なお、Lev 氏は The Wall Street Journal 誌から証券市場に影響を及ぼすと思われる各種のデータを一覧表に示しており⁶⁸⁾、FASB 試案だけの株価影響調査を純粹に引き出すことが出来ないとしている。そこで FASB 試案公表の直前、直後の分析の方が相対的に精度が高いとして分析していたことを付言しておきたい。

(ホ) Deakin 氏の実証研究

SFAS No. 19 の出版後の実証研究には Edward B. Deakin III 助教授の7項目にわたる統計的分析がある⁶⁹⁾。7項目とは次の通りである。

- A. 試掘井の平均深度
- B. 試掘井数対収益比率
- C. 負債対収益比率
- D. 探査・開発支出対収益比率
- E. 収益額

F. 会社年齢

G. 開発井対総掘削井比率

これら7項目について、28社のFC法会社と25社のSE法会社の相対的評価を行ったが、A, B, E 及び G については統計上有意な差を見い出せなかったとしている。残り C, D 及び F については有意差が生じたとしている。すなわち、

「モデルを展開してみて、FC法会社とSE法会社とでは負債対収益比率〔C項目…筆者〕及び探査・開発支出対収益比率〔D項目……筆者〕の差により特徴づけられる。FC法会社はSE法会社より一般に若い〔F項目……筆者〕といえる。……FC法グループの平均年齢は16.6歳である。⁷⁰⁾」

こうした分析を通じて次の結論を得ている。

「各グループの各変数の平均値算定を通じて、FC法会社はSE法グループよりも探査により積極的で、小規模、若年、かつ借入依存度が高く、収益1ドル当り資本的支出をより多く投じているといえる。⁷¹⁾」

Deakin氏の結論はSFAS No. 19に関して司法省、エネルギー省、FTC及びSECが競争制限の可能性の調査に乗り出している最中であることから、この種の実証研究が役に立つとしている⁷²⁾。Deakin氏は要約すると、FC法会社にSE法統一化に対して競争制限になりうることを証拠づけたといえよう。

(へ) FASB 代表者と FC 法会社との会合

FASB 試案が1977年7月15日に出版されて、それが最終基準となる同年12月5日までの期間は、FC法会社やFC法支持者からの猛烈な反対運動が展開されるに至っている。そのピークが上院におけるHaskell法案の通過(10月6日)と同法案のconference committeeでの否決の前後であった。

Haskell法案上院通過の1週間前の9月28日にはFASB代表者たちがFASB試案反対者=FC法会社たちと意見交換の会合を強いられるほどであった。会合出席者はFASB側から3人、FC法会社側から11人(9社の石油会社と1社の証券会社代表者)によってもたれ、FASB側の代表者は翌年FASB会長におさまるDonald J. Kirk氏、FC法会社側はInterational Paper社

会長の J. Stanford Smith 氏であつた。⁷³⁾

会社側の主張は要約すると、探査活動に積極的であつたが、SE 法を強要されると純利益削減→株式・社債の証券価格下落→新規資金調達困難→探査活動削減→国家エネルギー政策に逆行するという図式があてはまり、このことは同時に、競争制限や参入障壁につながるとしている。各社が過去の探査支出の実数を示して、SE 法強要がどのような結果になるかを見積っている。たとえば、International Paper 社の Smith 会長によると、

「昨日(1977年9月27日)の The New York Times 誌は米国の貿易収支赤字が増大していることを報じている。本日付の同誌は貿易収支赤字増大の大部分は外国高価格原油の輸入によるものであると Blumenthal 長官の談話を報じている。米国貿易収支赤字増大の発表により、各人が動揺して昨日の株式市場を急落せしめた。FASB の提案した会計ルール[SE 法強要…筆者]はこの状況を一層悪化するだけであらう。⁷⁴⁾特に、FASB 試案が採択されれば、次のような望ましからぬ結果を生み出すだろう。」

Smith 氏の発言を詳述するつもりではない。ここでは Smith 氏の会社が SE 法に変更させられたときの業績の推移について見ることにしよう。

「1975年2月に International Paper (IP) 社は General Crude Oil 社を4億8,900万ドルで買収した。買収後、IP 社は800万エーカーの土地で炭化水素埋蔵量が探索されたので、探査活動レベルは倍増した(地質学者は800万のうち300万エーカーが炭化水素資源を有していると報告している)。

SE 法では、投資家の成功感覚が実際の業績とは全く反対になるだろう。もし我々が探査削減プログラムで埋蔵量を掘っていけば、一見非常によい純利益を示すことができるが、10年後の確認埋蔵量は44%下落するであろう。SE 法のもとで探査プログラムを拡大すれば、事実上、4年間純利益が生ぜず、その次の10年間でもわずかしかな純利益を生まない。しかし、埋蔵量を47%増加させ、発見埋蔵量価値は探査・開発費を大幅に超過しているはずである。⁷⁵⁾」

これに類した説明を会社側の会合出席者はすべて行っている。これに対して、FASB 側代表者である Kirk 氏は下院の Moss レポート、上院の Metcalf レポートが「さまざまな会計方法の中から拾い上げ、⁷⁶⁾ 選択する会社側の自由が大きすぎると感じている点に批判的である」として、連邦議会で法律化された EPCA は連邦議会のこうした会計統一化要求を満たすべきであるとしている。この際、FC 法でなく、SE 法に統一化しようというのであ

る。会合の様子は全く平行線のまま、両者妥協することなく終わっている。

(ト) SEC による競争経済影響論の査定と RRA 法の提案

SEC はまず、前述 P & B 氏、Eskew 氏、Dyckman & Smith 氏、C & O 氏、及び Collins & Dent 氏、及び Lev 氏といった SE 法強要による FC 法会社の株価影響調査の実証調査について、FASB や APB 試案以外から株価に影響する要因が多いため、「この種の実証研究には限られた有用性しかない⁷⁷⁾」としている。SEC は 1978 年 8 月 31 日に ASR No. 253 を公けにするが、ここでは従来の路線と違って、FC 法も SE 法も継続適用可としている。その理由は後述するように SE 法も FC 法も原油・ガス生産会社の中心的資産である埋蔵量を測定・表示していないからである。埋蔵量に関するデータを開示しさえすれば、SEC によると、「会計方法の変更が会社の経済実体そのものに影響を及ぼさない⁷⁸⁾ので、歴史的元価による財務諸表よりも、キャッシュフローや原油・ガス埋蔵量による会社の経済実体の説明の取扱いに財務諸表作成者及びその利用者が馴れてくるにつれて」会計方法の変更による株価への影響は小さくなるだろうとしている。APB 試案、FASB 試案及び SFAS No. 19 が強要している SE 法への変更規定は当然、各種の事務費用がかかるほか、財務諸表利用者でも一時的混乱が生ずるのは必至である。そのことから、SEC は「SE 法が財政状態及び経営成績について非常に有益である情報を与えているといえないという結論が得られたことにより、こうした費用を会社に課したり、FC 法会社の資本募集に若干、困難を伴う可能性を課すことは不当であろう⁷⁹⁾」として、SE 法強要に反対している。SEC としては各種の実証研究の結論を参考にしたというより、FC 法会社による猛烈な反対運動に耳を傾けて、SE 法強要が、「資本募集に若干、困難を伴う」と結論づけたといえよう。

次に、株式以外の資本調達としての社債及び借入金調達の影響についての SEC の調査を見ることにしよう。社債による調達に大きな影響があるとするのは、「金銭債務協議における不作為約款の基礎としての財務諸表の利用や信用力調査の際、金融機関や格付け機関による財務諸表の利用」があるた

めである。しかし、「1977 年度財務諸表ではたとえ、SE 法に強要されても金銭債務協定にふれる会社は殆んどなかった」としている。したがって、株式と違って、社債や借入については、「金融機関や格付け機関の借入能力分析の精緻さが不当と思われる悪影響を消散させるであろう。SEC は SE 法への変更が他人資本への接近に及ぼす影響はあるとしても、重大でない⁸⁰⁾と結論づけているとしている。」

最後に、SE 法強要によって探査削減→国家エネルギー政策に逆行という主張に対しても SEC の論駁の理由をあげよう。SE 法強要による探査削減よりも、「その他の経済的諸条件、たとえば、政府の価格政策、その他の行政政策、原油・ガス探査費の上昇、一般的インフレ」といったものの方が影響が大であり、「ある企業が探査努力を削減しても、独立系石油会社を含めたその他の企業は経済的に利益のある探査活動に乗り出すであろう」から、「経営者の意思決定は財務報告要因よりも経済的諸要因に大きな基礎を置いている」。かくして、「SEC は SE 法強要の経済的影響は短期で、批判者がいっているものより深刻でないという最終結論に達した⁸¹⁾」としている。

結局、SEC は SE 法強要による株式、社債及び借入金の資金調達及び探査に及ぼす影響について、それが短期的かつ若干の影響があることを否定できないでいる。しかも、次に述べるように、SEC は SE 法も FC 法も共に原油・ガス生産会社の中心的資産である埋蔵量に関するデータを測定・表示しようとしていないと批判する。この段階で両者のうちのあるものを選好するとなると、その上、会計方法変更に伴う事務費用の増大と財務諸表利用者の混乱が予想されるため、SEC は両者の継続使用を認めながら、当分の間、補足的情報として次に見る RRA 法による情報を開示していこうとするのである。

- 1) Securities Exchange Act of 1934, Sec. 23 (a) (2) (*United States Code*, Title 15, 1976 Edition, Vol. 3, USGPO, p. 952).
- 2) Securities Act Release No. 5961, August 31, 1977 (*Federal Securities Law Reports*, 1977, p. 88470, and *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, p. 1562).
- 3) Securities Act Release No. 5877, October 26, 1977 (*Federal Securities Law*

- Reports*, 1977, p. 88633, and *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, p. 1577).
- 4) Securities Act Release No. 5892, December 22, 1977 (*Federal Register*, January 4, 1978, p. 1609 and *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, p. 1609).
 - 5) Securities Act Release No. 5966, August 31, 1978 (Accounting Series Release No. 253) (*Federal Register*, September 12, 1978, pp. 40688-40719).
 - 6) SFAS No. 19—Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Companies, December 5, 1977, para. 111 (FASB, *Financial Accounting Standards, Original Pronouncements, as of July, 1979*, Commerce Clearing House, Inc., 1979, p. 1030).
 - 7) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40696.
 - 8) *Ibid.*, p. 40696.
 - 9) *Ibid.*, p. 40696.
 - 10) SFAS No. 19, para. 114 (FASB, *op. cit.*, p. 1030).
 - 11) SFAS No. 19, para. 19 (FASB, *op. cit.*, p. 1003).
 - 12) SFAS No. 19, para. 22 (FASB, *op. cit.*, p. 1004).
 - 13) SFAS No. 19, para. 35 (FASB, *op. cit.*, p. 1007).
 - 14) SFAS No. 19, para. 33 (FASB, *op. cit.*, p. 1006).
 - 15) SFAS No. 19, para. 35 (FASB, *op. cit.*, p. 1007).
 - 16) SFAS No. 19, para. 104 (FASB, *op. cit.*, p. 1029).
 - 17) Ad Hoc Committee on Full Cost Accounting, "Response of the Ad Hoc Committee on Full Cost Accounting to FASB Discussion Memorandum Dated December 23, 1976," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, p. 850.
 - 18) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40696 and 40701, C. Richard Baker, "A Discussion of Drawbacks to Full-Cost in Petroleum Industry Accounting, Research Paper No. 113," David Norr (partner, First Manhattan Co.), "Successful Efforts vs. Full Cost Accounting" and W. E. Chellgren (controller, Ashland Oil, Inc.), "Response to FASB DM," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, p. 39, 85, and 894.
 - 19) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40701.
 - 20) *Ibid.*, p. 40696.
 - 21) SFAS No. 2—Accounting for Research and Development Costs, October 1974, para. 12 (FASB, *op. cit.*, p. 710).
 - 22) SFAS No. 2, para. 3 (FASB, *op. cit.*, p. 708).
 - 23) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40696.
 - 24) *Ibid.*, p. 40696.
 - 25) U. S. Congress, House of Representatives, *Federal Regulation and Regu-*

- latory Reform — Report by the Subcommittee on Oversight and Investigation of the Interstate and Foreign Commerce*, USGPO, 1976, p. 51-52.
- 26) U. S. Congress, Senate, *The Accounting Establishment — A Staff Study Prepared by the Subcommittee on Reports, Accounting, and Management of the Committee on Government Operations*, USGPO, 1977, p. 20.
- 27) John S. Chalsty, "Storm Brewing Over Oil Accounts," *The Wall Street Journal*, January 22, 1978, p. 18.
- 28) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40697.
- 29) *Ibid.*, p. 40701.
- 30) Ad Hoc Committee on Full Cost Accounting, *op. cit.*, p. 819.
- 31) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40701.
- 32) Parker C. Peterman (vice president and comptroller, Public Service Electric and Gas Company), "Response to FASB Discussion Memorandum," Eugene A. Tracy (vice president and controller, Peoples Gas Company), "File Reference 1015," Roger W. Rasmusen (financial vice-president and chief financial officer, DEKALB AgResearch, Inc.) "Response to FASB Discussion Memorandum," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, p. 170, 439, and 2211.
- 33) Chalsty, "Comments on FASB Discussion Memorandum," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, pp. 1386-1392.
- 34) *Ibid.*, p. 1387.
- 35) SE 法の利益操作の危険についてはこのほか次を参照のこと。P. H. Gutknecht (vice president and treasurer, Total Petroleum (North America) Ltd.), "Comments on Oil and Gas FASB Discussion Memorandum Concerning Accounting in the Extractive Industries," A. R. Leach (assistant controller, Occidental Petroleum Corporation), "Response to FASB Discussion Memorandum," James C. Cotting (vice president and controller, International Paper Company), "Response to FASB Discussion Memorandum," and Thomas D. Traylor (treasurer & controller, Dixel Resources Incorporated), "Comments on FASB Discussion Memorandum," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, pp. 176-179, 249, 1022-28, 1293 and "Summary of Private Meeting with Certain Oil and Gas Producing Company Officials and FASB Representatives, September 28, 1977," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 40-57.
- 36) C. W. Dodgen, Jr. (executive vice president, Texas Pacific Oil Company, Inc.), "An Analysis of Issues Related to FASB Discussion Memorandum," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, p. 317.
- 37) Securities Act Release No. 5695 (Accounting Series Release No. 190, Ac-

- counting Series Releases and Staff Accounting Bulleting Bulletins, as of July 6, 1978*, Commerce Clearing House, Inc., 1978, pp. 3424-3430).
- 38) Regulation S-X 3-17-"Exemption" (*Code of Federal Regulations, as of April 1, 1980*, Title 17, USGPO, p. 375.)
- 39) Ad Hoc Committee on Full Cost Accounting, *op. cit.*, p. 823.
- 40) John H. Myers, "Comments on Relevance of "Full Cost vs. Successful Efforts in Petroleum Accounting: An Empirical Approach" in Light of Recent FASB Publications," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7, p. 837.
- 41) *Congressional Record*, October 6, 1977, p. S 16509.
- 42) *Ibid.*, p. S 16511.
- 43) *Ibid.*, p. S 16511.
- 44) FASB, "Position of the Financial Accounting Standards Board on Accounting by Oil and Gas Producing Companies, October 18, 1977," and "Section 141 of H. R. 4018, the Haskell Amendment, November 15, 1977," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 63-67.
- 45) H. M. Williams (Chairman, SEC), "Letter to John E. Moss, Chairman of the Subcommittee on Oversight and Investigations of the Committee on Interstate and Foreign Commerce, House of Representatives, November 2, 1977," *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 73-76.
- 46) John E. Moss, "Letter to Harley O. Staggers, October 25, 1977," *FASB Public Record*, 1978-Vol 1, pp. 68-69.
- 47) Elmer B. Staats (Comptroller General of the United States, "Letter to Henry M. Jackson, November 7, 1977, *FASB Public Record*, 1978-Vol. 1, pp. 70-72.
- 48) J. S. Chalsty, "The Stom Brewing ...," p. 18.
- 49) Baruch Lev, "The Impact of Accounting Regulation on the Stock Market: The Case of Oil and Gas Companies," *The Accounting Review*, July 1979, p. 487.
- 50) *Ibid.*, p. 486.
- 51) *Ibid.*, p. 486.
- 52) 注 1) 参照。
- 53) J. S. Chalsty, "Comments on ...," p. 1379.
- 54) *Ibid.*, p. 1379.
- 55) *Ibid.*, p. 1379.
- 56) Ad Hoc Committee on Full Cost Accounting, *op. cit.*, p. 824.
- 57) Chalsty, "Comments on ...," pp. 1379-1380.
- 58) D. H. Patz and J. R. Boatsman, "Accounting Principles Formulation in an

- Efficient Market Environment," *Journal of Accounting Research*, Autumn 1972, pp. 392-403.
- 59) *Ibid.*, pp. 402-403.
- 60) D. W. Collins and M. C. O'Connor, "Accounting Principle Formulation and Investor Reaction," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7 pp. 202-204.
- 61) 二 注22) 参照。
- 62) Collins and O'Connor, *op. cit.*, pp. 198-216.
- 63) *Ibid.*, p. 207.
- 64) D. W. Collins and W. T. Dent, "The Proposed Elimination of Full Cost Accounting in the Extractive Industry: An Empirical Assessment of the Market Consequences," *Journal of Accounting and Economics*, Spring 1979.
- 65) Lev, *op. cit.*, pp. 487, 493.
- 66) *Ibid.*, p. 500.
- 67) *Ibid.*, pp. 599-501.
- 68) *Ibid.*, p. 502.
- 69) Edward B. Deakin III, "An Analysis of Differences between Non-major Oil Firms Using Successful Efforts and Full Cost Methods," *The Accounting Review*, October 1979, pp. 722-734.
- 70) *Ibid.*, pp. 730-731.
- 71) *Ibid.*, p. 729.
- 72) *Ibid.*, p. 733.
- 73) "Summary of Private Meeting ...," pp. 40-57.
- 74) *Ibid.*, p. 41.
- 75) *Ibid.*, p. 42.
- 76) *Ibid.*, p. 45.
- 77) *Federal Register*, September 12, 1978, p. 40701.
- 78) *Ibid.*, p. 40700.
- 79) *Ibid.*, p. 40701.
- 80) *Ibid.*, p. 40700.
- 81) *Ibid.*, p. 40700.

四 SEC の RRA 法

RRA 法とは Reserve Recognition Accounting (埋蔵量認識会計法) の略語であり、1978 年 8 月 31 日付の SEC の ASR No. 253 で始めて使われた用語である。ASR No. 253 によると、RRA 法であると次の 3 点がより明瞭

になるとしている。

「SEC は次を反映する会計方法の展開及び実施を通じてのみ、原油・ガス生産会社の主たる財務諸表における資産及び利益測定の大きな改善が達成されることができると結論した。

- (1) 原油・ガス確認埋蔵量の貸借対照表への資産としての反映。
- (2) 確認埋蔵量の追加及び評価額の変化の損益計算書への反映。
- (3) 当期間中の原油・ガス確認埋蔵量追加に要した探査・開発に関するすべての原価と当期間中に生産不能となったものに関するすべての原価の損益計算書への反映。」

上述の表現は主たる財務諸表の中に RRA 法を組み込もうとするのであるが、SEC にしてみても「RRA 法展開の実行可能性は原油・ガス確認埋蔵量の見積りに固有の不正確性及び埋蔵量評価基準設定の必要性を伴ない、それらで認められうる信頼度を勝ち取るには当面のところ保証されていない。」²⁾ という判断であるため、RRA 法の開示法に関する最終ルールを定めた 1979 年 9 月 24 日付の ASR No. 269 では、「この通達で公表されたルールは 1979 年 12 月 25 日以降の会計年度の財務諸表から適用される。このルールによって要求された情報は 1980 年 12 月 26 日以前に終る会計年度では脚注もしくは附属明細書 (note or separate schedule) に『無監査』として開示することが許される。」³⁾ としている。さしあたり RRA 法は補足的情報として実験を重ねたのち、主たる財務諸表に組み込もうとしているのである。⁴⁾

1980 年 4 月時点の SEC の「原油・ガス生産活動の財務会計及び財務報告」に関する規定は Regulation S-X の 3-18 である。その内、3-18 (k) が開示規定である。3-18 (k) には整理すると次に示すように 8 項目の開示規定があり、前半 4 項目が主たる財務諸表、後半が RRA 法による補足的情報に関する開示規定である。⁵⁾

- 3-18 (k) (1) 会計方法の開示
- 3-18 (k) (2) 資産化された原価の開示
- 3-18 (k) (3) 原油・ガス生産活動で発生した原価の開示
- 3-18 (k) (4) 原油・ガス生産による売上高
- 3-18 (k) (5) 原油・ガス確認埋蔵量見積量の開示

3-18 (k) (6) 原油・ガス確認埋蔵量見積生産高による将来純収益の開示

3-18 (k) (7) 原油・ガス生産活動要約表

3-18 (k) (8) 見積将来純収益現在価値変更要約表

このうち、RRA 法による補足的情報規定に立脚して、現実にとどのように展開されているかを、具体例を示しながら説明することにしよう。

1. 3-18 (k) (5) 原油・ガス確認埋蔵見積量の開示

SEC への提出書式標準指令 (Standard Instruction for Filing Forms Under Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934) に関する規定は、SEC の Regulation S-K と定められている。⁶⁾ ASR No. 253 と同時に発表された No. 33-5967 では Regulation S-X 3-18 (k) (5) に関する開示標準指令案 Regulation S-K 20-Item 2 (a) (3) が提案されている。⁷⁾ これによると、次の第4表に示すような「原油・ガス確認埋蔵見積量の開示」となっている。

第4表は当年度の埋蔵量の見積情報のみであるが、No. 33-5967 によると、「改正試案は……最近5年間の各年度の確認埋蔵量の開示……を要求する」とされている。確認埋蔵量の見積は独立のコンサルタントによって行われた場合は、その責任者名を付した書類を SEC に提出させようとしている。⁸⁾

第4表では開発済みを開発井と未開発井とに分類しようとしたのであるが、1980年4月現在の SEC の Regulation S-X (k) (5) ではその区分の必要を説いていない。その他では第4表より非常に細かい規定となっている。この規定に促して作成されたものとして、1979年度末の Exxon 社の原油・天然ガス液確認埋蔵見積量の開示を見ることにしよう (第5表)。

第4表 原油・ガス確認埋蔵見積量の開示 (××年×月×日現在)

	開	発	未 開 発	合 計
原 油, パーレル	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
ガ ス, 1000 立方フィ	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
10%割引 ¹⁾ の現在価値見積額	\$ × × × ×	\$ × × × ×	\$ × × × ×	\$ × × × ×

注 1) 最大採掘可能年数××年。

出所: SEC, Release No. 33-5867 — Disclosure of Oil and Gas Reserves and Operations, Proposed Rulemaking, August 31, 1978, reprinted in *Federal Register*, Vol. 43, No. 177, September 12, 1978, p. 40722.

第5表 Exxon 社の原油・天然ガス液確認埋蔵見積量の開示 (3-18(k)(5))*
(1979年12月31日現在) (単位100万バレル 3-18(k)(5)(vi))*

	世界合計 (3-18(k)(5)(ii))*	米国	カナダ	その他 西半球	ヨーロ ッパ	中東及び アフリカ	オースト ラリア及 び極東
1978年度期首埋蔵量	6,601	3,751	685	34	991	389	751
原油・天然ガス液確認埋蔵量の変更 (3-18(k)(5)(i))* (開発及び未開発)							
(A) 過年度見積額の改訂	35	(27)	15	1	(96)	68	74
(B) 回収技術改善	12	4	8	-	-	-	-
(C) 鉱区権購入	1	-	1	-	-	-	-
(D) 拡張、発見及びその他の追加	380	23	12	-	111	-	234
(E) 生産	(516)	(316)	(52)	(5)	(34)	(31)	(78)
(F) 鉱区権販売	-	-	-	-	-	-	-
1978年度期末埋蔵量	6,513	3,435	669	30	972	426	981
(A) 過年度見積額の改訂	(135)	(186)	(107)	(1)	124	-	35
(B) 回収技術改善	137	4	115	-	18	-	-
(C) 鉱区権購入	-	-	-	-	-	-	-
(D) 拡張、発見及びその他の追加	299	32	3	2	99	-	163
(E) 生産	(519)	(288)	(51)	(5)	(56)	(28)	(91)
(F) 鉱区権販売	-	-	-	-	-	-	-
1979年度期末埋蔵量	6,295	2,997	629	26	1,157	398	1,088
純確認開発埋蔵量							
1978年度期首	4,742	2,965	632	30	139	387	589
1978年度期末	4,732	2,900	599	26	192	420	595
1979年度期末	4,199 ⁹⁾	2,347 ⁹⁾	565	23	273	392	599
外国政府との長期供給契約量 (3-18(k)(5)(iii))*							
1978年度期末確認埋蔵量	1,255	-	-	-	-	1,255	-
1978年度の被供給量	71	-	-	-	-	71	-
1979年度期末確認埋蔵量	588	-	-	-	-	588	-
1979年度の被供給量	18	-	-	-	-	18	-
持分法適用会社の確認埋蔵量持分量 (3-18(k)(5)(iv))* ⁹⁾							
1978年度期末	83	-	-	-	58	-	25
1979年度期末	67	-	-	-	41	-	26

注 1) Exxon 社は Armco 社の 28.33%の株式を 1979 年末に所有している。Saudi Arabia 政府によりこれらの情報の開示を認められなかったため、Armco 社のデータが含まれていない。

2) 1978 年度データでは開発済みと分類された確認埋蔵量 2 億 9,100 万バレルは 1979 年度の情報では未開発と再分類されている (3-18(k)(5)(v))

* 3-18(k)(5)(i~vi) は SEC の Regulation S-X の規則番号である。

出所: Exxon Corporation, 1979 *Financial and Statistical Supplement to the Annual Report*, p. 32 and 37 に若干補足説明を加えた。

Exxon Corporation, 1979 *Annual Report* p. 41 and 40,

第5表は Regulation S-X 3-18(k)(5) の各規定を形式上、適切に準拠した⁹⁾ものとなっている。各規定を整理してみると次のようになっている。

3-18 (k) (5) (i)……純確認埋蔵量の変更の要因を A～F (第5表参照) までの6要因に区分表示すること。

3-18 (k) (5) (ii)……国別もしくは地域国別に区分表示すること。

3-18 (k) (5) (iii)……外国政府等との長期(被)供給契約等を別枠扱いにして表示すること。

3-18 (k) (5) (iv)……小会社の確認埋蔵量を合算すること、しかし、持分法適用会社の確認埋蔵量は別枠にして表示すること。

3-18 (k) (5) (v)……確認埋蔵量に影響を及ぼす重大な経済的条件等の説明表示を行うこと。

3-18 (k) (5) (vi)……測定単位は原油埋蔵量ではバーレル、ガスでは立法フィートにすること。

形式上、Exxon 社の事業報告書はこれらをすべて準拠した報告書を作成している。なお、同社は天然ガスについても第5表と全く同形式で報告していることを付言しておく。¹⁰⁾

2. 3-18 (k) (6) 原油・ガス確認埋蔵量見積生産高による将来純収益の開示

前述 (1) の確認埋蔵見積量という数量表示に対して、その純収益総計と現在価値割引額を示すのが本項 (2) の主題であり、この説明は Exxon 社の小会社 Imperial Oil 社の1979年度 SEC 向け年次報告書 Form 10-K に沿って行うことにしよう (第6表)。

Imperial Oil 社 (1979年度末総資産46.55億ドル) は Exxon 社が69.6%の株式保有している同社の子会社であり、カナダにおける石油事業を専ら担当している会社である。¹¹⁾ 第6表に相当する報告書は Exxon 社の株主向事業報告書にも、Financial & Statistical Supplement にも開示されていない。しかし、SEC 向け事業報告書 Form 10-K には第6表に相当するものを開示しなければならないようになっている。そこで、Imperial Oil 社を例にとったのであるが、同社は事業活動が限定されていたため、Regulation S-X の3-18 (k) (6) の各規定の全部に従わなくてもよくなっている。¹²⁾ それを知るため3-18

第6表 Imperial Oil 社の原油・ガス確認開発済埋蔵量見積生産高による将来純収益の開示
(3-18) (k) (6))* (1979年12月31日現在) (単位 カナダドル100万ドル)

	3-18 (k) (6) (i)*				総 計
	1980	1981	1982	その後の 年度合計	
見積将来収益	\$ 811	\$ 729	\$ 631	\$ 7,442	\$ 9,613
見積将来生産費	(146)	(132)	(115)	(1,333)	(1,726)
見積将来開発費	(162)	(191)	(178)	(530)	(1,061)
見積将来純収益 ¹⁾	503	406	338	5,579	6,826
見積将来法人税 ²⁾	(291)	(268)	(213)	(3,043)	(3,815)
将来法人税控除後の見積将来純収益 (3-18) (k) (6) (i))*	<u>\$ 212</u>	<u>\$ 138</u>	<u>\$ 125</u>	<u>\$ 2,536</u>	<u>\$ 3,011</u>
10%割引率での現在価値 (3-18) (k) (6) (ii)*					
見積将来純収益 ^{1), 2)}					\$ 2,991
見積将来法人税 ²⁾					(1,725)
1979年12月31日現在, 将来法人税控除後の見積 将来純収益 (3-18) (k) (6) (i))*					<u>\$ 1,266</u>
1978年12月31日現在, 将来法人税 18.63 億ドル 控除後の見積将来純収益 (3-18) (k) (6) (ii)*					<u>\$ 1,524</u>

注 1) 及び 2) は本文参照のこと。

* 3-18 (k) (6) (i~ii) は Regulation S-X の規則番号である。

出所: Imperial Oil Limited, *Form 10-K to SEC for the Fiscal Year Ended Decemler 31, 1979*, p. 24.

(k) (6) の各規定を整理しながら、第6表と対照してみよう。

3-18 (k) (6) ……国別もしくは地域国別に埋蔵量将来純収益を開示すること。

第6表……カナダ国内のみの事業のため区分表示の必要なし。

3-18 (k) (6) (i) ……埋蔵量現在価値を次の4項目に区分して表示すること。

(A) 確認埋蔵量

(B) 確認開発済埋蔵量

(C) 外国政府等との長期(被)被供給契約に伴う確認埋蔵量

(D) 持分法適用会社の確認埋蔵量

(A)～(D) までの埋蔵量を原油とガスを別々に表示し、それらの見積将来収益を計算し、それから見積将来開発・生産量及び法人税を控除して、見積将来純収益を計算せよ。計算尺度としてカレントプライス及びカレントコストを用いよ。将来3年間は各年度ごとの収益を、その後は総額のみでよい。

3-18 (k) (6) (ii) ……現在価値への換算は10%割引率を用いよ。

第6表……Imperial Oil 社の事業が限定されていたため、上記(C)と(D)の開示はなかった。第6表は(B)を例示したのであるが、同社は(A)の計算書も開示している。

第6表の注1、注2は上記規定に準拠して計算されたことを示す注記がなされているので引用することにしよう。

「(a) 年度末見積将来純収益は原油(コンデンセート及びNGLを含む)及び天然ガスの1979年12月31日現在の価格(契約で定められた場合のみ価格変化を考慮)に、年度末の原油・ガス確認埋蔵量の見積将来生産量を乗じ、それから現在の経済環境が続くと仮定した確認埋蔵量の開発・生産に要する見積将来支出をカレントコストで計算したものを控除して算定されている。見積将来純収益の現在価値は10%の割引率で見積将来純収益を割り引いて算定されている。

(b) 見積将来法人税は各年度の見積課税所得に対して、1979年12月31日現在の法定税率を乗じて算定されている。課税所得は現在の法人税法で認められた標準会計実務との差を考慮に入れて調整された見積将来純収益に基づいている。見積将来純収益及び見積将来法人税の現在価値は10%の割引率を用いて計算されている。」

3-18 (k) (6) (iii)……誤導せしめないため、その他重要な補足的説明を行え。

第6表……第6表で注意書きを次のように書いているので引用することにしてしよう。

「確認埋蔵量の将来純収益の現在価値は原油・ガス鉱区の公平な市場価値もしくは将来キャッシュフローを必ずしも示しているものでないことを当社は注意しておく。その評価は試掘井や推定埋蔵量の価値を含んでいない。また、その評価は原油・ガスの将来の価格騰貴や開発・生産費の予測される上昇を含んでいない。その評価は Syncrude プロジェクトからの上質原油抽出に関連した当社の活動を除外している。」

「将来収益の算定に用いる当年度末価格はインフレーション以外の理由により将来の価格騰貴を認識していない。当年度末のカナダの原油・ガス価格は世界水準よりかなり低い。国際的水準に漸次価格を近づけていくのが政府の政策であった。1979年度末のカナダ国内原油価格は13.75ドルであり、これは Montreal で積み出された世界価格より15.94ドルも低かった (“Government Regulation—Crude Oil Prices”を見よ)。1980年1月1日から適用される1パーレル1ドルのカナダ国内価格の上昇は見積将来収益の中に含めなかった。この価格上昇は表に示された税引前見積将来純収益の現在価値を約4.5億ドル引き上げることになるだろう。」

3. 3-18 (k) (7) 原油・ガス生産活動要約表及び 3-18 (k) (8) 見積将来純収益現在価値変更要約表の結合要約表

3-18 (k) (7) と (8) の結合要約表は ASR No. 269 (1979年9月24日発表) に示された雛型と、ほぼ同一形式で報告しているのが、Imperial Oil 社の計算書である。これは第7表の通りである。

この場合も、SEC の Regulation S-X の 3-18 (k) (7) 及 (8) びの各規定が第7表にどのように反映されているかを見ることにしよう。¹³⁾

3-18 (k) (7)……見積将来純収益現在価値の追加及び改訂額とそれに要した原価とを対比して示せ。追加と改訂と割引額の改訂額は別個に表示せよ (第7表の A と B)。

3-18 (k) (7) (i)……追加額はカレントプライスで計算せよ。割引率は10%で現在価値を計算せよ。追加額に対応する過去、当期及び将来の開発・生産費を計算せよ。

第7表……第7表の (G)『購入、探査、開発及び生産費』は当期に要した費

第7表 Imperial Oil 社の原油・ガス生産活動要約表及び見積

将来純収益現在価値変更要約表の結合要約表

(1979年12月31日現在) (3-18 (k) (7~8))*

(単位カナダドル100万ドル)

	3-18 (k) (7)*		3-18 (k) (8)*	3-18 (k) (7)*
	キャッシュ フロー	一時繰 延原価	確認埋蔵量 ⁹⁾ 純現在価値	原油・ガス生 産活動業績 ¹⁰⁾
A. 見積確認埋蔵量追加総額 (3-18 (k) (7) (i))*			\$ 95	\$ 95
B. 過年度見積の改訂額 (3-18 (k) (7) (ii))*				
C. 埋蔵量の変更 ²⁾			(886)	(886)
D. 価格の変動 ³⁾			476	476
E. 割引額の改訂 ⁴⁾			369	369
F. 小 計			54	54
G. 購入, 探査, 開発及び生産費 (3-18 (k) (7) (i))*	\$ (454)	\$ 97		(357)
H. 見積将来開発・生産費の現在価値 (3-18 (k) (7) (i)) ¹⁾ *			(25)	(25)
I. 見積将来開発費を引下げる支出 (3-18 (k) (7) (i))*	(171)		171	
J. 原油・ガスの純売上高 (3-18 (k))*	637		(637)	
K. 小 計	12	97	(437)	(328)
L. 法人税引当金 (3-18 (k) (7) (viii)) ⁵⁾ *	(113)			31
M. 純変更額 (3-18 (k) (7)) ⁶⁾ *	<u>\$ (101)</u>	97	(437)	<u>\$ (297)</u>
N. 期首残高 (3-18 (k))*		153	3,829	
O. 期末残高 (3-18 (k))*		<u>\$ 250</u>	<u>\$ 3,392</u>	
P. 主たる財務諸表の中で報告されている原油・ ガス生産活動利益				<u>\$ 233</u>

注 1)~10) までは本文参照のこと。

* 印は Regulation S-X の規則番号である。

出所: Imperial Oil Limited, 1979 Form 10-K, p. 25

用であり、(H)『見積将来開発・生産費の現在価値』は将来に要する費用見積現在価値であり、(I)『見積将来開発費を引下げる支出』は過年度の開発費が、巨大開発プロジェクトであったため、3-18 (k) (7) (v) により一時繰延べが行われた部分のうち、当期に埋蔵量の査定があったため、一時繰延べが解除された部分をいう。なお、(H) については、注記があるので引用しておこう。

『見積将来開発・生産費の現在価値』2,500万ドルは『見積確認埋蔵量追加総額』に見られる収益に対応して、1979年度中追加埋蔵量の開発・生産に要する見積将来支出の現在価値である。¹⁴⁾

3-18 (k) (7) (ii)……改訂額は価格変化によるものを別個に表示せよ。鉱区権売却損益を書け。その他の重要な情報は説明書きせよ。

第7表……第7表では、改訂額が (C) 埋蔵量の変更、(D) 価格の変動、及び (E) 割引額の改訂の3つに区分して表示してあり、さらに次のような説明書きも付されている。すなわち、

『埋蔵量の変更』は税引前1979年度業績で8.86億ドル低下しているが、これは将来開発費の見積変更、将来生産量見積変更、及び過年度に査定された確認埋蔵量の改訂の結果による。生産力維持のための将来開発費の改訂は税引前で約3.3億ドルの低下となった。生産力低下からくる将来生産量の見積変更額は約1.35億ドルの低下となった。その他の改訂額は過年度に査定された確認埋蔵量からの純収益見積現在価値の低下が4.21億ドルとなるが、これは主として将来の利権料調整と原油・NGL埋蔵量引下げ改訂による。」

『価格の変動』は1979年度業績で4.76億ドル貢献した。これは1979年7月1日からの原油1バレル当たり1ドルの価格上昇と1979年度中のNGLと天然ガスの価格上昇を反映している。1980年1月1日から適用される原油1バレル当たり1ドルの価格上昇の効果は税引前で4.5億ドルになるが、ここには含まれていない。」

『割引額の変更』は3.69億ドルになるが、これは将来純収益の実現が1年近づいたための確認埋蔵量の見積現在価値増加額である。」

3-18 (k) (7) (iii)……鉱区権購入原価は原則として、一時繰り延べられるが、埋蔵量の査定時もしくは減価が生じた時、費用化される。

3-18 (k) (7) (iv)……探査費は原則として、費用化されるが、試掘井原価は埋蔵量の査定時まで一時繰延べられる。

3-18 (k) (7) (v)……期間費用は原則として、当期の発見・拡張に伴ったすべての開発費及び生産不能と当期に査定された開発費である。ただし、海洋開発プロジェクトのような巨大開発原価は、埋蔵量の査定時まで一時繰延べられる。

3-18 (k) (7) (vi)……鉱区権の現在価値より高い購入はその差額を原則として、資産化し、追加改訂の時に相殺せよ。低い場合の差額は一時繰延べ、償却期間にわたって償却せよ。

3-18 (k) (7) (vii)……未確認鉱区売却損益は別個に表示せよ。

3-18 (k) (7) (viii)……法人税引当金は将来課税所得に当年度の税率を乗じたものから、税額控除を差引いた期末と期首の差額プラス当期の法人税引当金との合計である。

第7表……第7表では次のような説明書きが行われている。

「法人税は年度末の確認埋蔵量の生産により生ずる将来課税所得の見積現在価値に對し、1979年度末の法定税率を乗じ、それから期首の相当額を控除して算定されている。この額に1.13億ドルの当期法人税引当額が加えられている。3,100万ドルの法人税税額控除は税引前損失の9.5%である。この低率は主として損金不算入項目が多いことによるのであり、RRA法では、これが租税計算上の損失額を引き下げることになる。」

3-18 (k) (7) (ix)……原油・ガス生産活動以外の部門を混入すべきでない。但し、一般管理費及び利子の配賦額は別個に表示すれば許される。外国政府との長期(被)供給契約や持分法適用会社の持分も表示せよ。外国政府の開示不許可やその他の理由により開示をしなければ、説明書きせよ。

第3表……次のような説明書きがなされている。

「Syncrudeプロジェクトによる上質原油抽出に関係する事業活動データは除外されている。」

3-18 (k) (7) (x)……主たる財務諸表の中で報告されている税引前純利益を併記せよ(第7表(P))。

3-18 (k) (7) (xi)……埋蔵量の査定時まで一時繰延べられる鉱区権購入原価、未完成試掘井原価及び巨大開発原価とその償却引当累計額を開示せよ。

3-18 (k) (8)……期末の確認埋蔵量見積将来純収益現在価値から期首の同等額を控除し、次の5項目は別個表示せよ。(i) 追加、改訂及び割引額の改訂の合計からそれに関連する見積将来開発・生産費、(ii) 鉱区権の購入、(iii) 過年度巨大開発プロジェクトで、当期に埋蔵量の査定があったため、一時繰延べが解除された開発費、(iv) 原油・ガスの売上高、振替価格、純生産費、(v) 鉱区権売上高(第7表の縦の欄『確認埋蔵量純現在価値』が 3-18 (k) (8) に相当する)。

第7表……第7表は結合要約表であったが、3-18 (k) (8) に相当するのは縦欄『確認埋蔵量純現在価値』のところだけである。他の3つの縦欄は3-18 (k) (7) の要約表に係る部分である。Imperial Oil 社はそれぞれについて次のような説明書きを付しているので引用することにしよう。

『キャッシュフローは当年度の探査の開発及び生産活動に関する当社の資金の流れ(現金及びその他の運転資本項目)を意味する。』

『一時繰延原価』は当年度に要した鉱区権購入、試掘井及び開発原価で未だ査定が定まっていないが、将来、確認埋蔵量の追加に寄与するかもしれないものを意味する。』

『確認埋蔵量純現在価値』は期首及び期末の確認埋蔵量の税引前現在価値から調整計算したものである。』

『原油・ガス生産活動業績』は RRA 法による当年度の当社の税引後業績を示すものである。』

さらに、同社はこの結合要約表が信頼に足る資料でないとして、次のような警告をしている。

「特定年度の RRA 法データを他の企業と比較したり、探査努力の効率評価に用いないよう当社は注意しておく。」

4. RRA 法の展望

SEC によって規則化され、1979年12月25日以降の会計年度から適用された RRA 法は Exxon 社及び Imperial Oil 社の計算書を見ることによって概要が明らかとなったと思う。そもそも確認埋蔵量の数量査定自体が不正確性を伴い、さらに、将来収益、将来費用を見積り、その現在価値で割引こうというのであるから、全く大変なことである。Imperial Oil 社が注意して

いるように「公平な現在価値もしくは将来キャッシュフローを必らずしも示すものでない」とか、他企業との比較や、探査効率をこのデータから推察すべきでないとしている。¹⁴⁾ SEC の規定があるから、無理やりにやらされたといわんばかりである。では、SEC は何故、こんなに複雑、かつ、不正確性が必然的に含まれる RRA 法による補足的計算書を要求したのであろうか。SEC の ASR No. 253 によるとその最大の理由は次の通りであるという。

「伝統的会計方法〔FC 法及び SE 法の意味…筆者〕は財務諸表における資産及び純利益の報告の際、原油・ガス埋蔵量のタイムリーな認識をしていないため始めから欠陥がある。この欠陥こそが歴史的な原価財務諸表では原油・ガス生産者の資産及び営業活動に関する適切な情報を伝達する能力を大きく低下せしめるため、こうした場合にある会計方法に統一を強要しても、投資家もしくは政府の行政機関が個別企業の営業活動の理解を増したり、企業間比較をする能力を大きく増大させるものでないだろう。たとえ、統一会計方法が強要されても、この通牒で公けにされたルール〔RRA 法の意味…筆者〕にしたがった補足的データの集中的分析こそが意味を有することになる¹⁵⁾。」

FC 法も SE 法も埋蔵量に関する情報を主たる財務諸表の中に入れられず、補足的情報を任意もしくは、SEC により定められた過去の規定に従って報告しているにすぎない。そこで、SEC はこの補足的情報に関する詳細かつ統一的基準を設けて、取り敢えず公認会計士監査不要の情報として少なくとも実験を3年間積み重ね、その後、主たる財務諸表の中に編入しようと意図しているのである。

SEC は FC 法及び SE 法に対する埋蔵量情報に関する批判のほかそれぞれの費用収益対応の原則の適用が不充分であると批判している。まず、FC 法についての批判は次の通りである。

「発生原価と発見埋蔵量との関係は、原価と発見が適切な期間にわたって考察されたときのみ意味を有する。しかしながら、FC 法はある会社に発生した総原価を総発見量で平均化しており、その平均化の際に期間の制約を設けていない。すなわち、過年度に発生した原価が当期発見と関係づけられ、過去の発見が当期の支出と関係づけられている。原価と埋蔵量との間で有効な関係を見つけようとする手続は次のことを考えねばならない。一定の適切な期間（恐らく5～10年、鉱区ごとに違うが）にわたって探査支出を累積し、適切な方法で発見前原価と生産不能原価を配賦し、（確認埋蔵量より適

かに主観的な)究極可採埋蔵量 (ultimate recoverable reserve) を見積り、一定期間経過した歴史的原価をカレントコスト基準に調整することである。こうしたことは FC 法もしくは他の財務会計方法でも考察されていない。原価と発見との間の有効な関係を見出すのにこうした要因を考察することの必要性は FC 法こそが原油・ガス埋蔵量の総原価に関する有意義な尺度となるとか、FC 法こそが損益計算書¹⁶⁾で原価と埋蔵量を有意義に結びつけているという主張そのものを論破することになる。」

上記引用文で明らかのように SEC の費用収益対応原則の解釈は非常に厳格なものであることが判明した。この論理では SE 法をも簡単に攻撃できるのである。すなわち、SEC によると、

「SE 法は一般に生産可能財産に直接関係するか否かにより、原油・ガス探査・開発に要した特定の原価を資産として計上し、その他を期間費用として計上している。……原油・ガス探査・開発に発生した原価のこうした区分は過去に発見した原油・ガス埋蔵量の生産販売額に対応するものが当期及び過去の原価の混入物であるところの損益計算書を生み出す——こうした混入物は探査に結びついたリスクや当期の営業成績の有意義な表示を生むものでない。」¹⁷⁾

このように FC 法も SE 法も統一会計基準としては不適格であるというのが SEC の判断であり、両者の継続的使用を許容しながら、RRA 法については詳細かつ統一的规定にしようとしたのである。

RRA 法の補足的計算書を展開しようとする論理は ASR No. 253 で確立され、これと同日付発表 (1978 年 8 月 31 日) の No. 33-5969 で RRA 法の開示方法の提案がなされている。複雑かつ不正確さを伴う RRA 法に対して活発な反対論があったことは当然であろう。RRA 法開示方法の提案に対して 78 通のコメントレターを受けとったとされている。これらの多くは RRA 法による補足的計算書から徐々に主たる財務諸表の中に編入させていこうとする SEC の基本路線に反対するものが多かった。これらの反対論を整理すると次の通りである。¹⁸⁾

「確認埋蔵量査定時に資産及び利益を認識することは生産から現金収益までのリスクを無視する。」

「財務諸表の中で原油・ガス埋蔵量を認識しようとしても、十分な信頼度をもって測定できない。」

「埋蔵量査定に固有の不確実、主観性及び埋蔵量見積のときのカレントコストとプ

ライス、並びに埋蔵量からの将来キャッシュフローを計算するのに10%割引率という画一的仮定の使用といったものは、誤導もしくは限られた有用性しか有しない情報を生み出すことになる。」

「垂直的一貫操業石油会社の原油・ガス生産に RRA 法を使用し、その他の事業に歴史的な原価会計を使用することは、多元的かつ相矛盾した測定概念で作成された財務諸表になるだろう。また、他産業との比較は異なった測定概念の結果、阻害されるであろう。」

また、Walendowski 及び Diamond 氏は「RRA 法は将来の数拾年で米国のエネルギー需要を満足させようとする国政の動きに逆行することになる」とか、「RRA 法は理論的には一般的な会計学の分野及び特に原油・ガス会計の分野で相当の進歩である。しかし、実際の遂行の段になると困難で、高価な仕事になる」と皮肉をまじえながら、厳しく批判している¹⁹⁾。

SEC にしてみれば、従来の SE 法統一という路線を廃止し、FC 法と SE 法の両者共存を認めてしまった以上、実務上は困難でも理論的には正当な RRA 法の展開を叫ばざるを得なかったといえよう。現在のところ RRA 法は補足的計算書となっているため、公認会計士監査が必要でないが、SEC の最終目標に到達するには今後、幾多の紆余曲折があるであろう。この動きを注目して見守っていかねばならないであろう。

なお、SEC の ASR No. 253 の発表により FASB は基準改正を迫られ、SFAS No. 25 を発表して、SE 法のほか FC 法も継続的使用を許容した基準に修正せざるを得なくなったとしている²⁰⁾。これは SEC が行政規則集である Code of Federal Regulations で RRA 法の展開をうたい、その見返りに SE 法と FC 法の継続的使用を許容したためであり、FASB としては不満が残るものの民間基準より強制力が強い²⁰⁾ため、それに従わなければならなかったという経過による。

1) Securities Act Release No. 5966 (Accounting Series Release No. 253), August 31, 1978 (*Federal Register*, September 12, p. 40686).

2) *Ibid.*, p. 40688.

3) Securities Act Release No. 6126 (Accounting Series Release No. 269), September 24, 1979 (*Federal Register*, October 3, 1979, p. 57030).

- 4) SEC の RRA 法の実験期間は Walendowski 及び Diamond 氏によると3年間であろうとしている。George Walendowski and Michael A. Diamond, "RRA — Will It Work?" *Management Accounting*, March 1980, p. 23.
- 5) Regulation S-X は Code of Federal Regulations の Title 17, Part 210 の略称である。Code of Federal Regulations, as of April 1, 1980, Title 17, pp. 389-394.
- 6) Regulation S-K は Code of Federal Regulations の Title 17, Part 229 の略称である。Ibid., pp. 476-496.
- 7) Securities Act Release No. 5967, August 31, 1978 (*Federal Register*, September 12, 1978, p. 40722).
- 8) Ibid., p. 40720 and 40722.
- 9) Code of ..., pp. 390-392.
- 10) Exxon Corporation, 1979 Annual Report, p. 41, and 1979 Financial and Statistical Supplement to the Annual Report, p. 33.
- 11) Imperial Oil Limited, 1979 Form 10-K, p. 3.
- 12) Ibid., p. 24 and Code of ..., p. 329.
- 13) Ibid., pp. 25-26, and Code of ..., pp. 392-394.
- 14) Ibid., pp. 24-25.
- 15) Federal Register, September 12, 1978, p. 40689.
- 16) Ibid., p. 40702.
- 17) Ibid., p. 40699.
- 18) Federal Register, October 3, 1979, p. 57030.
- 19) Walendowski and Diamond, *op. cit.*, p. 21.
- 20) SFAS No. 25 — Suspension of Certain Accounting Requirements for Oil and Gas Producing Companies, February 1979 (FASB, *Financial Accounting Standards, Original Pronouncements, as of July 1979*, Commerce Clearing House, Inc., 1979, pp. 1088-1096).

(追記) 本稿は札幌アメリカンセンター図書館の協力のもとで、貴重な資料が活用できた。ここに深く謝意を述べておきたい。